

No. 1 4

令和7年（6月）

第2回定例会議案
参 考 資 料

熊谷市

目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 4 0 号	専決処分に係る熊谷市税条例の主な改正点	市民税課 資産税課	1
第 4 1 号	専決処分に係る熊谷市都市計画税条例の改正点	資産税課	2
第 4 2 号	専決処分に係る熊谷市国民健康保険税条例の改正点	保険年金課	3
第 4 5 号	熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶務課	4
第 4 6 号	熊谷市税条例の一部を改正する条例案の主な改正点	市民税課 資産税課 納税課	5
第 4 7 号	熊谷市遺児手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表	こども課	1 2
第 4 8 号	熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	環境推進課	1 6
第 4 9 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	2 7
第 5 0 号	熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保育課	3 2
第 5 1 号	熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例案新旧対照表	庶務課	3 6
第 5 3 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	3 7
第 5 4 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事)	教育総務課 (契約課)	5 6
第 5 5 号	業者名及び入札結果 (熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事 (1期))	教育総務課 (契約課)	7 5
第 5 6 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事)	こども課	9 4
第 5 7 号	工事請負契約の締結についての変更について (旧妻沼清掃センター解体工事)	環境美化 センター (契約課)	9 5

第 5 8 号	工事請負契約の締結についての変更について (熊谷市立勤労会館等解体工事)	市民活動 推進課 (契約課)	96
第 5 9 号	業者名及び入札結果 (災害対応特殊救急自動車)	警防課 (契約課)	97
第 6 0 号	業者名及び入札結果 (高度救命処置用資機材等)	警防課 (契約課)	98
第 6 1 号	業者名及び審査結果 (仮称)道の駅「くまがや」整備事業(その2))	道の駅 整備室	99

専決処分に係る熊谷市税条例の主な改正点

税目	条 項	改 正 の 内 容																							
固定資産税	附則 第10条の3	<p>特定マンションに係る固定資産税の減額措置を受けようとする者がすべき申告</p>																							
		<p>【大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に係る特例措置の概要】 減額割合：3分の1 適用期間：令和5年4月1日から令和9年3月31日まで 要 件：新築後20年以上経過した10戸以上のマンションであること 等</p> <p>【改正点】 区分所有者から申告書の提出が必要であるところ、マンション管理組合の管理者等から必要書類の提出があり、上記要件に該当すると認められるときは、当該申告書の提出がなかった場合でも、減額措置を適用できる規定を新設</p>																							
軽自動車税（種別割）	第82条	<p>軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直し</p>																							
		<p>令和7年度分以降の軽自動車税（種別割）から、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下でかつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率（年額2,000円）を新設する。</p> <table border="1" data-bbox="443 1153 1460 1626"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="443 1153 1002 1249" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2" data-bbox="1002 1153 1460 1198">税率（年額）</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1002 1198 1230 1249">～令和6年度</th> <th data-bbox="1230 1198 1460 1249">令和7年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 1249 635 1294" rowspan="6">原動機付 自転車</td> <td data-bbox="635 1249 1002 1294">50cc以下</td> <td data-bbox="1002 1249 1230 1294">2,000円</td> <td data-bbox="1230 1249 1460 1294">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1294 1002 1391">50cc以下（特定小型原動機付自転車）</td> <td data-bbox="1002 1294 1230 1391">2,000円</td> <td data-bbox="1230 1294 1460 1391">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1391 1002 1435">50cc超90cc以下</td> <td data-bbox="1002 1391 1230 1435">2,000円</td> <td data-bbox="1230 1391 1460 1435">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1435 1002 1532">125cc以下でかつ最高出力4.0kw以下</td> <td data-bbox="1002 1435 1230 1532">-</td> <td data-bbox="1230 1435 1460 1532">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1532 1002 1576">90cc超125cc以下</td> <td data-bbox="1002 1532 1230 1576">2,400円</td> <td data-bbox="1230 1532 1460 1576">2,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="635 1576 1002 1626">ミニカー</td> <td data-bbox="1002 1576 1230 1626">3,700円</td> <td data-bbox="1230 1576 1460 1626">3,700円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		税率（年額）		～令和6年度	令和7年度～	原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	2,000円	50cc以下（特定小型原動機付自転車）	2,000円	2,000円	50cc超90cc以下	2,000円	2,000円	125cc以下でかつ最高出力4.0kw以下	-	2,000円	90cc超125cc以下	2,400円	2,400円	ミニカー
車種区分		税率（年額）																							
		～令和6年度	令和7年度～																						
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	2,000円																						
	50cc以下（特定小型原動機付自転車）	2,000円	2,000円																						
	50cc超90cc以下	2,000円	2,000円																						
	125cc以下でかつ最高出力4.0kw以下	-	2,000円																						
	90cc超125cc以下	2,400円	2,400円																						
	ミニカー	3,700円	3,700円																						

専決処分に係る熊谷市都市計画税条例の改正点

税目	条 項	改 正 前	改正点	改 正 後
都市計画税	附則第7項	(1) 水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置 【特例内容】 水防法の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の課税標準額を3分の2とする。	引用する項の改正	項ずれの解消 (特例内容は変更なし)
		(2) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した一定の固定資産に係る課税標準の特例措置 【特例内容】 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が整備した滞在快適性等向上施設等に係る固定資産の課税標準額を2分の1とする。		
		(3) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域として指定された土地に係る課税標準の特例措置 【特例内容】 特定都市河川浸水被害対策法の貯留機能保全区域として指定された土地の課税標準額を4分の3とする。		
	附則第8項	(4) 改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告 【申告内容】 利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (固定資産税又は都市計画税の3分の1を減額)		
	附則第21項	(5) 読替規定 課税標準の特例措置(地方税法第15条第1項ほか)の適用がある場合 ⇒当該特例割合を乗じて「価格」(＝課税標準)を算定すると読み替える旨を規定		

専決処分に係る熊谷市国民健康保険税条例の改正点

1 改正の概要

低所得者の国民健康保険税負担の軽減を図るため、国民健康保険税の5割減額及び2割減額の対象となる世帯の減額判定に係る所得の基準額の引上げを行ったもの

2 改正の内容

条項	改正前の内容	改正点	改正後の内容
第22条 第1項 第2号	【5割減額の判定基準額】 43万円+ <u>29万5,000円</u> ×(被 保険者数と特定同一世帯所属者(※) 数の合計数)+10万円×(給与所得 者等の数-1)	被保険者数と特定同一世帯所属者数の 合計に乗すべき金額の引上げ 29万5,000円 ⇒ 30万5,000円	【5割減額の判定基準額】 43万円+ <u>30万5,000円</u> ×(被保険者 数と特定同一世帯所属者(※)数の合計数) +10万円×(給与所得者等の数-1)
第22条 第1項 第3号	【2割減額の判定基準額】 43万円+ <u>54万5,000円</u> ×(被 保険者数と特定同一世帯所属者(※) 数の合計数)+10万円×(給与所得 者等の数-1)	被保険者数と特定同一世帯所属者数の 合計に乗すべき金額の引上げ 54万5,000円 ⇒ 56万円	【2割減額の判定基準額】 43万円+ <u>56万円</u> ×(被保険者数と特定同 一世帯所属者(※)数の合計数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1)

◎第22条第2項の未就学児の減額も同じ基準となる。

※ 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度の被保険者となったことから国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、喪失後も継続して同一の世帯に属するものをいう。

議案第 45 号の参考資料

熊谷市情報公開条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公開請求に対する決定等）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求を受けた日から<u>起算して</u>45日以内にその全てについて第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の決定をし、残りの行政情報については相当の期間内に同項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>6 （略）</p>	<p>（公開請求に対する決定等）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求を受けた日から45日以内にその全てについて第1項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政情報のうちの相当の部分につき当該期間内に第1項の決定をし、残りの行政情報については相当の期間内に同項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>6 （略）</p>

熊谷市税条例の一部を改正する条例案の主な改正点

税目	条 項	改 正 の 内 容												
個人市民税	所得控除 第34条の2	特定親族特別控除の新設												
		<p>対 象 所得割の納税義務者 要 件 生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、 控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合 適用時期 令和8年度分以降の個人市民税から 内 容 前年の総所得金額等から以下のとおりの控除額を控除</p>												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">親族等の合計所得金額</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">控除額</td> </tr> </table>	親族等の合計所得金額	控除額										
		親族等の合計所得金額	控除額											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">58万円超95万円以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">45万円</td> </tr> </table>	58万円超95万円以下	45万円										
		58万円超95万円以下	45万円											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">95万円超100万円以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">41万円</td> </tr> </table>	95万円超100万円以下	41万円										
		95万円超100万円以下	41万円											
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">100万円超105万円以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">31万円</td> </tr> </table>	100万円超105万円以下	31万円										
100万円超105万円以下	31万円													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">105万円超110万円以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">21万円</td> </tr> </table>	105万円超110万円以下	21万円												
105万円超110万円以下	21万円													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">110万円超115万円以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">11万円</td> </tr> </table>	110万円超115万円以下	11万円												
110万円超115万円以下	11万円													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">115万円超120万円以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">6万円</td> </tr> </table>	115万円超120万円以下	6万円												
115万円超120万円以下	6万円													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">120万円超123万円以下</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">3万円</td> </tr> </table>	120万円超123万円以下	3万円												
120万円超123万円以下	3万円													
市たばこ税	加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例 附則第16条の2の2	<p>対 象 加熱式たばこ 目 的 紙巻きたばこことの税負担の差の解消 適用時期 令和8年4月及び10月（激変緩和のため二段階で実施） 内 容 ①重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式 ②一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本として課税 等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">現行の換算方法</th> <th style="text-align: center;">改正後の換算方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">現行</td> <td style="text-align: center;">現行の換算本数×1.0</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改正案（第一段階）</td> <td style="text-align: center;">現行の換算本数×0.5</td> <td style="text-align: center;">新換算本数×0.5</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">改正案（第二段階）</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">新換算本数×1.0</td> </tr> </tbody> </table>		現行の換算方法	改正後の換算方法	現行	現行の換算本数×1.0	—	改正案（第一段階）	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5	改正案（第二段階）	—	新換算本数×1.0
	現行の換算方法	改正後の換算方法												
現行	現行の換算本数×1.0	—												
改正案（第一段階）	現行の換算本数×0.5	新換算本数×0.5												
改正案（第二段階）	—	新換算本数×1.0												

熊谷市税条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市税条例（平成17年条例第63号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を熊谷市公告式条例（平成17年条例第3号）第2条第2項本文に規定する電子掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p>	<p>（公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、熊谷市公告式条例（平成17年条例第3号）第2条第2項本文に規定する電子掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>
<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>（納税証明事項）</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、</p>	<p>（所得控除）</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額</p>

改正案	現行
<p>扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>同条第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))</u>(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るも</p>	<p>又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは同条第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除</u></p>

改正案	現行
<p>のを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によって控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定す</p>	<p>すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定す</p>

改正案	現行
<p>る公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）<u>若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族 <u>又は特定親族</u> の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 (略) <u>（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）</u></p> <p><u>第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は</u></p>	<p>る公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族の氏名</p> <p>(4) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>附 則 （軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 (略)</p>

改正案	現行
<p>同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。</p> <p>(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法</p> <p>(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品</p>	

改正案	現行
<p><u>目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u></p> <p><u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u></p>	

議案第 47 号の参考資料

熊谷市遺児手当支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市遺児手当支給条例（平成 17 年条例第 143 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>遺児の保護者</u>に対し、<u>遺児手当（以下「手当」という。）を支給することにより、<u>遺児の健全な育成及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u></u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p>第 2 条 この条例において「<u>遺児</u>」とは、<u>次のいずれにも該当する者をいう。</u></p> <p>(1) <u>本市に住所を有する者（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により本市の住民基本台帳に記録がなされている者をいう。次項第 1 号において同じ。）</u></p> <p>(2) <u>18 歳に達した日の属する会計年度の末日までにある者</u></p> <p>(3) <u>父若しくは母又は父母が共に死亡した者</u></p> <p>2 <u>この条例において「保護者」とは、次のいずれにも該当する者をいう。</u></p> <p>(1) <u>本市に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>遺児の親権を行う者又は未成年後見人その他の者</u></p> <p>(3) <u>現に遺児を監護し、かつ、当該遺児と生計を同じくする者</u></p> <p>(4) <u>熊谷市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（平成 17 年条例第 141 号）に基づき医療費（第 7 条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給を受けている者</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>父若しくは母又は父母が共に死亡している低所得世帯にある児童についてその保護者</u>に対し、<u>遺児手当（以下「手当」という。）を支給することにより、<u>これらの児童の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。</u></u></p> <p><u>（用語の定義）</u></p> <p>第 2 条 この条例において「<u>児童</u>」とは、<u>義務教育修了前の者をいい、「保護者」とは、<u>親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に児童と同居し、かつ、監護している者をいう。</u></u></p> <p><u>（受給資格）</u></p> <p>第 3 条 <u>手当を受けることのできる保護</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(手当の額等)</p> <p><u>第3条</u> 手当の額は、<u>遺児1人につき月額10,000円とする。</u></p> <p>2 手当は、<u>次条の規定による申請があった日の属する月から第6条の規定により受給資格を喪失した日の属する月まで支給する。</u></p> <p>3 <u>手当は、毎年3月及び9月の2期に、それぞれの月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支給期月でない月であっても、支給するものとする。</u></p> <p>(申請)</p> <p><u>第4条</u> <u>手当の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(支給の決定)</p> <p><u>第5条</u> 市長は、<u>前条の規定による申請があった場合には、内容を審査し、支給の可否を決定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、規則で定めるところにより、保護者に通知するものとする。</u></p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p><u>第6条</u> <u>前条第1項の規定により支給の決定を受けた保護者(以下「受給者」という。)が第2条第2項各号のいずれかに該当しなくなったときは、手当を受給する資格を喪失する。</u></p>	<p><u>者は、次に該当する者とする。</u></p> <p>(1) <u>本市に住所を有する者</u></p> <p>(2) <u>市長が低所得世帯(生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号)の額に1.5を乗じて得た額以下の所得により生活を維持する世帯をいう。)と認めたもの</u></p> <p>(手当の額等)</p> <p><u>第4条</u> 手当の額は、<u>児童1人につき月額3,000円とする。</u></p> <p>2 手当は、<u>受給資格を認定された日の属する月から受給資格が喪失した日の属する月まで支給する。</u></p> <p>(申請)</p> <p><u>第5条</u> 手当を受けようとする保護者は、<u>その旨を市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(支給の決定)</p> <p><u>第6条</u> 市長は、<u>前条による申請があった場合には、内容を審査し、支給の適否を決定しなければならない。</u></p> <p>(受給資格の喪失)</p> <p><u>第7条</u> <u>前条により手当の支給を適当と認められた者(以下「受給者」という。)又は児童が次の各号のいずれかに該当するときは、手当の受給資格を失う。</u></p> <p>(1) <u>保護者でなくなったとき。</u></p> <p>(2) <u>保護者が本市に住所を有しなくなったとき。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(手当の支給停止)</p> <p><u>第7条 市長は、受給者がひとり親家庭等医療費の支給の制限を受けているときは、規則で定めるところにより、手当の支給を停止するものとする。</u></p> <p>(届出義務)</p> <p><u>第8条 受給者は、第2条第2項各号のいずれかに該当しなくなったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 受給者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 受給者は、受給者の所得、世帯等の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(手当の支給制限)</p> <p><u>第9条 市長は、受給者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したと認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</u></p> <p>(手当の返還)</p> <p><u>第10条 市長は、偽りその他不正の行為により手当の支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。</u></p> <p>(譲渡又は担保の禁止)</p> <p><u>第11条 受給者は、手当の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。</u></p> <p>(調査等)</p>	<p><u>(3) 保護者が低所得世帯と認められなくなったとき。</u></p> <p><u>(4) 児童が父又は母の配偶者に養育されることとなったとき。</u></p> <p><u>(5) 児童が死亡したとき。</u></p> <p>(受給者の義務)</p> <p><u>第8条 受給者は、第1条の目的にしたがい児童の愛護に努めなければならない。</u></p> <p>(手当の支給制限)</p> <p><u>第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、手当の全部又は一部を支給しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 児童の保護を怠っているとき。</u></p> <p><u>(2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(手当の返還)</p> <p><u>第10条 偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者は、当該手当を返還しなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>第 1 2 条</u> 市長は、手当の支給に関し必要があると認めるときは、<u>受給者その他の者に対して質問し、又は必要な事項について調査することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第 1 3 条</u> (略)</p>	<p>(委任)</p> <p><u>第 1 1 条</u> (略)</p>

議案第48号の参考資料

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成19年条例第10号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>熊谷市土砂等の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、土砂等の<u>堆積</u>に関し、必要な規制を行うことにより、<u>土砂等の堆積による土壌の汚染</u>を防止し、もって生活環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 土砂、岩石その他の土地の<u>堆積</u>に供される物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。</p> <p>(2) 土砂等の<u>堆積</u> 埋立て、盛土その他の土地への土砂等の<u>堆積</u>（製品の製造又は加工のための原材料の<u>堆積</u>を除く。）をいう。</p> <p>(3) <u>堆積区域</u> 土砂等の<u>堆積</u>を行う土地の区域をいう。</p> <p>（市の責務）</p> <p>第3条 市は、<u>土砂等の堆積による土壌の汚染</u>を防止するため、土砂等の<u>堆積を監視</u>する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（土砂等の<u>堆積</u>を行う者の責務）</p> <p>第4条 土砂等の<u>堆積</u>を行う者は、<u>土砂等の堆積による土壌の汚染</u>を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、<u>堆積区域</u>の周辺の生活環境の保全に配慮しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><u>熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、土砂等の<u>たい積</u>に関し、必要な規制を行うことにより、<u>無秩序な土砂等のたい積</u>を防止し、もって<u>市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全</u>に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等 土砂、岩石その他の土地の<u>たい積</u>に供される物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。</p> <p>(2) 土砂等の<u>たい積</u> 埋立て、盛土その他の土地への土砂等の<u>たい積</u>（製品の製造又は加工のための原材料の<u>たい積</u>を除く。）をいう。</p> <p>(3) <u>たい積区域</u> 土砂等の<u>たい積</u>を行う土地の区域をいう。</p> <p>（市の責務）</p> <p>第3条 市は、<u>無秩序な土砂等のたい積</u>を防止するため、土砂等の<u>たい積を監視</u>する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>（土砂等の<u>たい積</u>を行う者の責務）</p> <p>第4条 土砂等の<u>たい積</u>を行う者は、<u>そのたい積に係る土砂等の流出、崩壊その他の災害の発生</u>を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、<u>たい積区域</u>の周辺の生活環境の保全に配慮しな</p>

改正案	現行
<p>(土地の所有者等の責務)</p> <p>第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、<u>土砂等の堆積による土壌の汚染を防止するため、当該土地を適正に管理しなければならない。</u></p> <p>(汚染された土砂等の<u>堆積</u>の禁止)</p> <p>第6条 土砂等の<u>堆積</u>を行う者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の規則で定める物質による汚染の状態が規則で定める基準(次項において「土壌基準」という。)に適合しない土砂等を土砂等の<u>堆積</u>に使用してはならない。</p> <p>2 市長は、土壌基準に適合しない土砂等が土砂等の<u>堆積</u>に使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、土砂等の<u>堆積</u>を行っている者又は土砂等の<u>堆積</u>に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の<u>堆積</u>を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>なければならない。</p> <p>(土地の所有者等の責務)</p> <p>第5条 土地の所有者、管理者又は占有者は、<u>無秩序な土砂等のたい積により、土砂等の流出、崩壊その他の災害が発生することのないよう、当該土地を適正に管理しなければならない。</u></p> <p>(汚染された土砂等の<u>たい積</u>の禁止)</p> <p>第6条 土砂等の<u>たい積</u>を行う者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の規則で定める物質による汚染の状態が規則で定める基準(次項において「土壌基準」という。)に適合しない土砂等を土砂等の<u>たい積</u>に使用してはならない。</p> <p>2 市長は、土壌基準に適合しない土砂等が土砂等の<u>たい積</u>に使用され、又は使用されているおそれがあると認めるときは、土砂等の<u>たい積</u>を行っている者又は土砂等の<u>たい積</u>に係る工事を請け負った者若しくは工事を行っている者に対し、直ちに当該土砂等の<u>たい積</u>を停止し、又は現状を保全するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>(土砂等の<u>たい積</u>の許可)</p> <p>第7条 <u>土砂等のたい積を行おうとする者は、たい積区域の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満である場合においては、当該たい積区域ごとに土砂等のたい積に関する計画(以下「たい積計画」という。)を定め、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>土砂等のたい積を行う日前1年以内にたい積区域に隣接する土地において土砂等のたい積が既に行われ、又は現に行われている場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、たい積区域に隣接する土地の土砂等のたい積の面積を合算した面積をたい積区域の面積とみなし、前項の規定を適用する。</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>(1) <u>土砂等のたい積を行おうとする者と隣接する土地において土砂等のたい積を既に行い、又は現に行っている者が同一であるとき。</u></p> <p>(2) <u>たい積区域の土地の所有者と隣接する土地の所有者が同一であるとき。</u></p> <p>3. <u>前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土砂等のたい積については、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等のたい積で当該事業の区域における土砂等のみを用いて行うもの</u></p> <p>(2) <u>法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂等のたい積</u></p> <p>(3) <u>国又は地方公共団体が行う土砂等のたい積</u></p> <p>(4) <u>公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち無秩序な土砂等のたい積となるおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等のたい積</u></p> <p>(5) <u>災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等のたい積</u></p> <p>(6) <u>法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等のたい積</u></p> <p>(7) <u>その他無秩序な土砂等のたい積のおそれがないものとして規則で定める土砂等のたい積</u></p> <p>4. <u>たい積計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>たい積区域の所在及び面積</u></p> <p>(3) <u>土砂等のたい積の目的</u></p> <p>(4) <u>土砂等のたい積に使用される土砂等の採取場所及び搬入経路</u></p> <p>(5) <u>最大たい積時において土砂等のた</u></p>

改 正 案	現 行
	<p><u>い積に用いる土砂等の数量</u></p> <p>(6) <u>最大たい積時及び土砂等のたい積の完了時における土地の形状</u></p> <p>(7) <u>施工者（たい積計画を定める者から土砂等のたい積に係る工事を直接請け負った者及び請負契約によらないで自ら当該工事を行う者をいう。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u></p> <p>(8) <u>周囲の生活環境の保全のための方策</u></p> <p>(9) <u>排水施設その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画</u></p> <p>(10) <u>前号に掲げるもののほか、災害、事故等の発生を防止するためにとる措置</u></p> <p>(11) <u>土砂等のたい積を行う期間</u></p> <p>(12) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>5 <u>第1項の規定による許可の申請には、当該申請に係るたい積区域を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>（住民への周知）</u></p> <p>第8条 <u>前条第1項の規定による許可の申請をした者は、その概要を当該申請に係るたい積区域の周辺の住民に周知させるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（許可の基準等）</u></p> <p>第9条 <u>市長は、第7条第1項の規定による許可の申請があった場合において、たい積計画の内容が、次に掲げる事項について、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止する上で必要な規則で定める基準に適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>最大たい積時及び土砂等のたい積の完了時においてたい積する土砂等の高さ及び法面の勾配</u></p> <p>(2) <u>排水施設、擁壁その他の施設</u></p> <p>(3) <u>地形、地質又は周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>2 <u>市長は、第7条第1項の規定による許可の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するとき又は当該許可の申請に係る施工者が第1号に該当するときは、同項の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>たい積計画を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合</u></p> <p>(2) <u>たい積計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合</u></p> <p>3 <u>市長は、第7条第1項の規定による許可には、夜間における土砂等のたい積の禁止その他生活環境の保全のための必要な条件を付することができる。</u></p> <p><u>(変更の許可)</u></p> <p><u>第10条 第7条第1項の規定による許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る同条第4項第2号から第11号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前条の規定は、前項の許可の場合について準用する。</u></p> <p><u>(変更の届出)</u></p> <p><u>第11条 許可を受けた者は、当該許可に係る第7条第4項第1号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、前条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(許可の取消し)</u></p> <p><u>第12条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。</u></p> <p>(1) <u>第6条第2項の規定による命令に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>虚偽の申請又は不正な手段によ</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>り、第7条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けたとき。</p> <p>(3) 第7条第1項の規定による許可を受けた日から起算して1年を経過する日までに当該許可に係る土砂等のたい積に着手しなかったとき。</p> <p>(4) 第7条第1項の規定による許可に係る土砂等のたい積に着手した日後1年を超える期間引き続き土砂等のたい積を行っていないとき。</p> <p>(5) 第9条第1項の基準に適合しない土砂等のたい積を行ったとき。</p> <p>(6) 第9条第3項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき付された条件に違反したとき。</p> <p>(7) 第10条第1項の規定に違反して同項に規定する変更の許可を受けずに土砂等のたい積を行ったとき。</p> <p>(8) 第19条第1項の規定による命令に違反したとき。</p> <p>（標識の掲示）</p> <p>第13条 許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等のたい積を行っている間、当該たい積区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。</p> <p>（関係書類の閲覧）</p> <p>第14条 許可を受けた者は、規則の定めるところにより、当該許可に係る土砂等のたい積を行っている間、この条例の規定により市長に提出した書類の写しを、土砂等のたい積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</p> <p>（着手の届出）</p> <p>第15条 許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等のたい積に着手したときは、着手した日から起算して10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（定期報告）</p>

改 正 案	現 行
<p>(堆積に係る土地の汚染調査)</p> <p>第7条 <u>土砂等の堆積を行う者は、堆積区域の面積が500平方メートルを超え3,000平方メートル未満である場合においては、当該土砂等の堆積に着手した日から起算して6月ごと(土砂等の堆積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が6月に満たない場合にあつては、完了又は廃止のとき)に、当該堆積区域の土砂等について、規則で定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂等の堆積については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>土地の造成その他の事業の区域内において行う土砂等の堆積であつて、当該事業の区域における土砂等のみを用いて行うもの</u></p> <p>(2) <u>法令又は他の条例の規定による許可等の処分その他の行為で規則で定めるものに係る行為として行う土砂</u></p>	<p>第16条 <u>許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等のたい積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間を3月ごとに区分した各期間(最後に3月未満の区分した期間が生じた場合は、その期間とする。以下この項において同じ。)ごとに、当該各期間の経過後20日以内に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) <u>氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</u></p> <p>(2) <u>許可年月日及び許可番号</u></p> <p>(3) <u>たい積区域の所在及び面積</u></p> <p>(4) <u>当該各期間内に搬入した土砂等の採取場所及び当該採取場所ごとの数量</u></p> <p>2 <u>前項の規定による届出には、土砂等の採取場所の責任者の発行した当該採取場所を証明する書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。</u></p> <p>(たい積に係る土地の汚染調査)</p> <p>第17条 <u>許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等のたい積に着手した日から起算して6月ごと(土砂等のたい積の着手の日から完了又は廃止の日までの期間が6月に満たない場合にあつては、完了又は廃止のとき)に、当該たい積区域の土砂等について、規則の定めるところにより、汚染の状況についての調査を行い、その結果を市長に届け出なければならない。</u></p>

改正案	現行
<p>等の堆積であって、規則で定めるところにより市長に届け出たもの</p> <p>(3) <u>公益性が高いと認められる事業の実施に係る行為のうち土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定めるものに係る土砂等の堆積</u></p> <p>(4) <u>災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂等の堆積</u></p> <p>(5) <u>法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行に伴う土砂等の堆積</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、土砂等の堆積による土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める土砂等の堆積</u></p> <p><u>(関係書類の閲覧)</u></p> <p><u>第8条 土砂等の堆積を行う者は、規則で定めるところにより、当該土砂等の堆積を行っている間、前条本文の規定により市長に届け出た書類の写しを、土砂等の堆積に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。</u></p>	<p><u>(完了等の届出)</u></p> <p><u>第18条 許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等のたい積を完了したときは、完了した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該許可に係る土砂等のたい積を廃止したときも、同様とする。</u></p> <p><u>(措置命令)</u></p> <p><u>第19条 市長は、許可を受けた者が当該許可（第10条第1項の許可を受けた者にあつては、その許可）を受けたたい積計画に従って土砂等のたい積を行っていないと認めるときは、当該許可を受けた者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>2 市長は、第7条第1項又は第10条</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(報告の徴収)</p> <p><u>第9条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の<u>堆積</u>を行う者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p><u>第10条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の<u>堆積</u>を行う者の事務所若しくは事業所又は<u>堆積区域</u>に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り、<u>堆積の場所</u>の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p>	<p><u>第1項の規定に違反して土砂等のたい積を行った者(当該土砂等のたい積を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等のたい積を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。)</u>に対し、<u>土砂等のたい積の中止を命じ、又は期限を定めて、土砂等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</u></p> <p><u>(土地所有者等に対する勧告)</u></p> <p><u>第20条</u> 市長は、土砂等のたい積が行われた土地において、土砂等の流出、崩壊その他の災害により、人の生命、身体又は財産を著しく害する事態が生ずるおそれがあると認めるときは、その土地の所有者、管理者又は占有者に対し、土砂等の流出、崩壊その他の災害を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u></p> <p>(報告の徴収)</p> <p><u>第21条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の<u>たい積</u>を行う者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>(立入検査)</p> <p><u>第22条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の<u>たい積</u>を行う者の事務所若しくは事業所又は<u>たい積区域</u>に立ち入り、工事その他の行為の状況若しくは施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、検査のために必要最小限度の分量に限り、<u>たい積の場所</u>の土砂等を収去させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(委任)</p>

改 正 案	現 行
<p><u>第 1 1 条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第 1 2 条</u> 第 6 条第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第 1 3 条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、5 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第 7 条</u>の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(2) <u>第 9 条</u>の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(3) <u>第 1 0 条第 1 項</u>の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p>(両罰規定)</p> <p><u>第 1 4 条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して<u>前 2 条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。</p>	<p><u>第 2 3 条</u> (略)</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第 2 4 条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第 7 条第 1 項</u>又は<u>第 1 0 条第 1 項</u>の規定に違反して土砂等のたい積を行った者</p> <p>(2) <u>第 1 9 条第 2 項</u>の規定による命令に違反した者</p> <p><u>第 2 5 条</u> 第 6 条第 2 項又は<u>第 1 9 条第 1 項</u>の規定による命令に違反した者は、1 年以下の拘禁刑又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p><u>第 2 6 条</u> 次の各号のいずれかに該当する者は、5 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第 1 3 条</u>の規定に違反して標識を掲示しなかった者</p> <p>(2) <u>第 1 6 条第 1 項</u>又は<u>第 1 7 条</u>の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>(3) <u>第 2 1 条</u>の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者</p> <p>(4) <u>第 2 2 条第 1 項</u>の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p> <p><u>第 2 7 条</u> <u>第 1 1 条</u>、<u>第 1 5 条</u>又は<u>第 1 8 条</u>の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(両罰規定)</p> <p><u>第 2 8 条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して<u>第 2 4 条</u>から<u>前条</u>までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>刑を科する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現に改正前の熊谷市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条又は第7条の規定による許可を受けて土砂等のたい積を行っている者は、第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して3月間は、なお従前の例により当該土砂等のたい積を行うことができる。その者がその期間内に当該たい積区域について同項の許可の申請をした場合において、当該申請に係る許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。</p> <p>3 この条例の施行の際現になされている旧条例第14条又は第15条第2項の規定による命令については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。前項に規定する期間の経過の際現に同項の規定に基づきなお従前の例により行われている土砂等のたい積について当該期間内に旧条例第14条又は第15条第2項の規定によりなされた命令についても、同様とする。</p> <p>4 この条例の施行前にした行為並びに附則第2項の規定に基づきなお従前の例により行われている土砂等のたい積に係るこの条例の施行後にした行為及び前項後段の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

議案第49号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表
熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（重要事項の<u>揭示等</u>）</p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>（利用定員）</p> <p>第40条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第45条第3項</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>第45条第3項</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>（重要事項の<u>揭示</u>）</p> <p>第24条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない。</u></p> <p>（利用定員）</p> <p>第40条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下と、小規模保育事業A型（熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。<u>第45条第3項第1号</u>において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第31条第1項に規定する小規模保育事業B型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあつては6人以上19人以下と、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第3条において同じ。）にあつては6人以上10人以下と、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この条において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「<u>保育内容支援</u>」という。)を実施すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第40条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第45条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この条において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと</u>。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第40条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p>

改正案	現 行
<p>(1) <u>特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p>ア <u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>ア <u>特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者が本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p>	<p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p>

改正案	現行
<p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) （略）</p> <p><u>6～11</u> （略） （電磁的記録等）</p> <p>第57条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) （略）</p>	<p>3 <u>前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該</u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) （略）</p> <p><u>4～9</u> （略） （電磁的記録等）</p> <p>第57条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) （略）</p>

改正案	現行
<p>(2) <u>電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>附則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第45条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3～6（略）</p> <p>附則 （連携施設に関する経過措置）</p> <p>第4条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第45条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

議案第 50 号の参考資料

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 30 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保育所等との連携）</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行うもの（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（<u>次項において「保育内容支援」という。</u>）を実施すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第 6 項第 1 号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、</p>	<p>（保育所等との連携）</p> <p>第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行うもの（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第 1 項、第 14 条第 1 項及び第 2 項、第 15 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 16 条並びに第 17 条第 1 項から第 3 項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 6 条第 1 項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第 3 号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援<u>を行うこと。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第 42 条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児</p>

改正案	現 行
<p>当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p><u>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p>	<p>に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p><u>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</u></p> <p><u>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p>

改正案	現行
<p><u>ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) （略）</p> <p><u>6・7 （略）</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1～3 （略）</u></p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にか</p>	<p><u>(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）</u></p> <p>(2) （略）</p> <p><u>4・5 （略）</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1～3 （略）</u></p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条の規定にか</p>

改 正 案	現 行
かわらず、施行日から起算して <u>15年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	かわらず、施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

議案第 5 1 号の参考資料

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する
条例案新旧対照表

熊谷市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第
3 5 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第 4 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から<u>起算して</u>4 5 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p>（開示決定等の期限の特例）</p> <p>第 4 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 5 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事			
工 事 場 所	熊谷市末広三丁目4番1号			
入 札 年 月 日	令和7年3月25日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
641,520,000 円	641,520,000 円	590,198,400 円		
うち消費税等の額	入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110		
58,320,000 円	583,200,000 円	536,544,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	552,400,000 円	1	落札
2	松坂屋建材(株)	600,000,000	4	
3	(株)ケージーエム	580,200,000	3	
4	(株)時田工務店	567,800,000	2	
5	大和建设(株)	523,000,000		失格
6	川上工業(株)	—		無効
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
田部井建設(株)	552,400,000 円	55,240,000 円	607,640,000 円

1 工事名 熊谷市立熊谷東小学校教室棟改修建築工事

2 工事場所 熊谷市末広三丁目4番1号

3 工事概要

(1) 内装改修工事

(2) 外壁改修工事

(3) 塗装改修工事

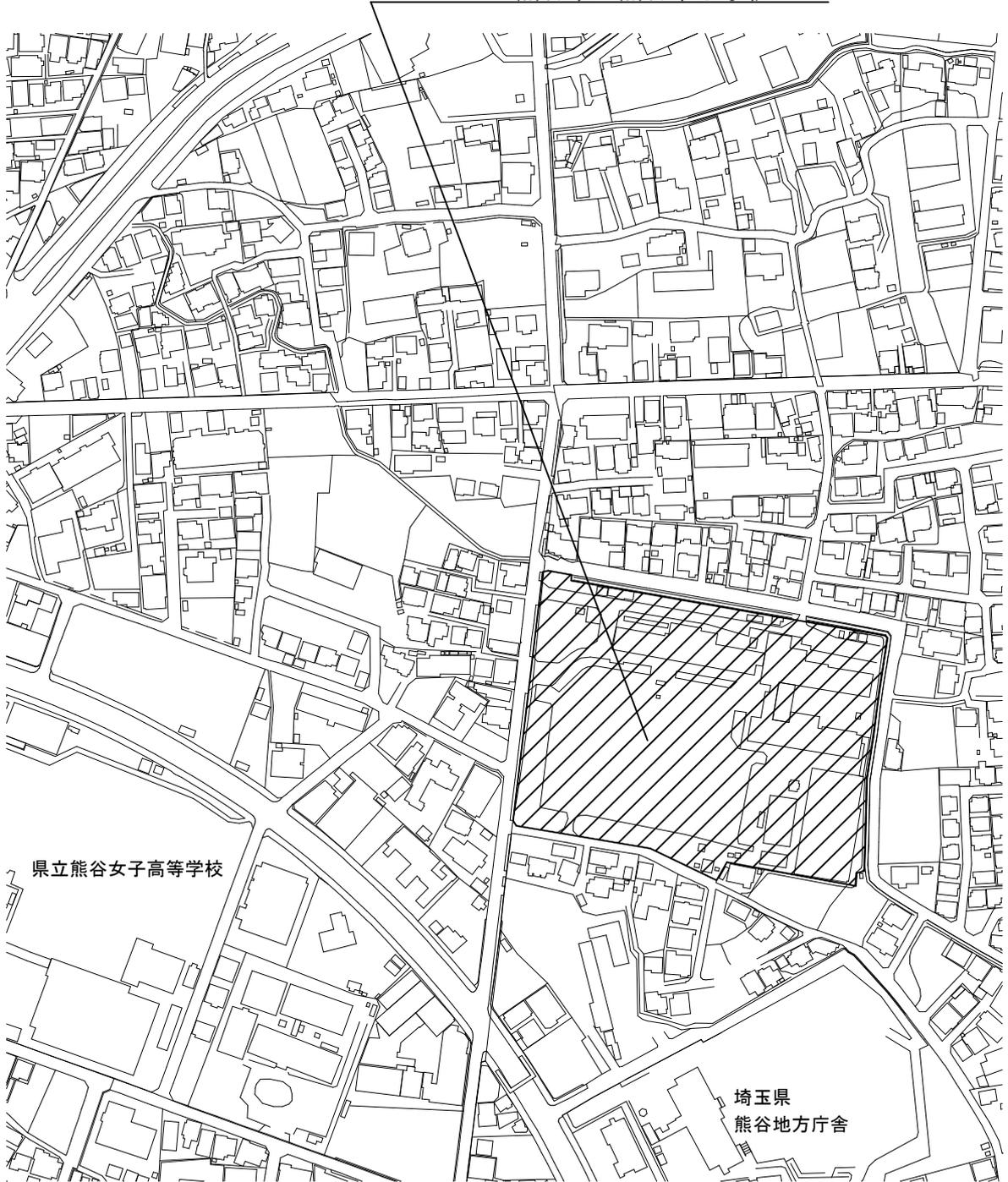
(4) その他

4 建物概要

構造 鉄筋コンクリート造 地上3階建て

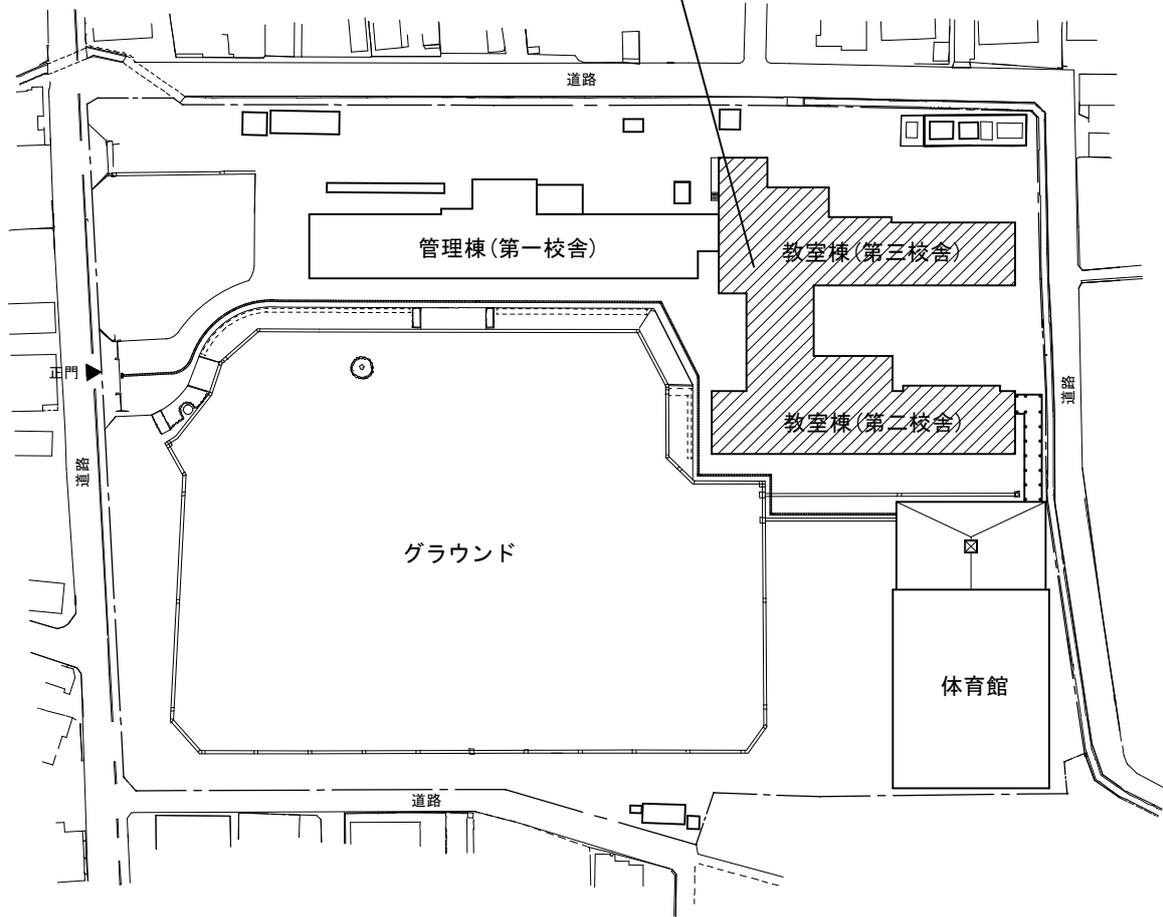
面積 延べ面積 4,359㎡

工事場所：熊谷市末広三丁目4番1号
熊谷市立熊谷東小学校



案内図

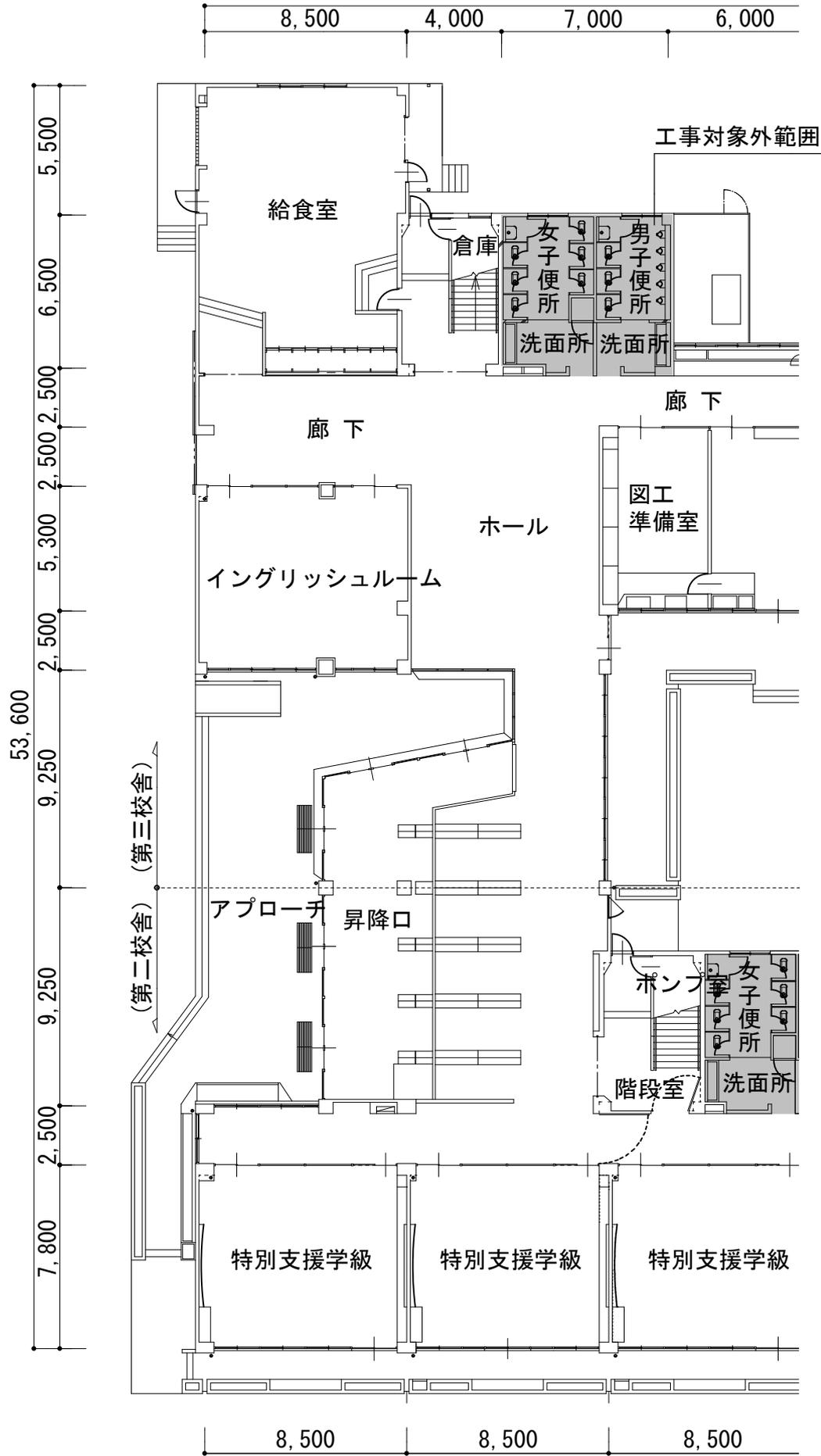
工事対象建物：教室棟（第二校舎・第三校舎）



配置図 縮尺：1/1400



平面図 縮尺：1/250



1階

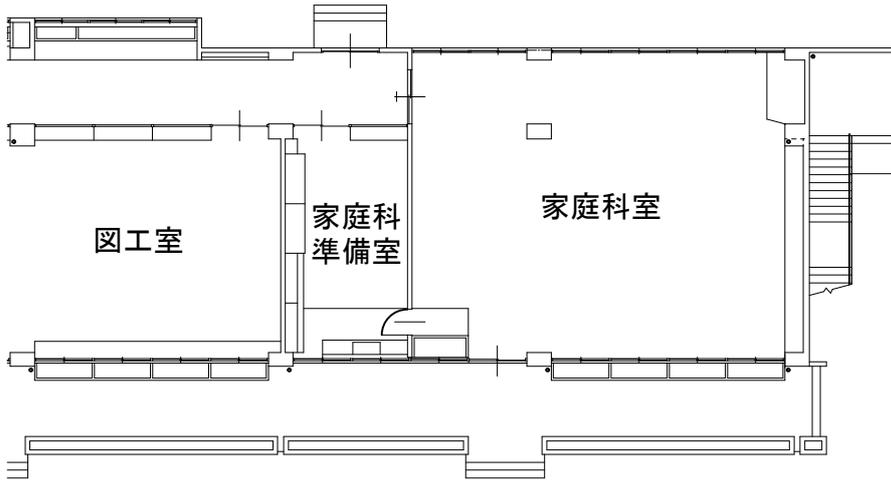
54,200

8,500

8,500

8,500

3,200



2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

9,250

53,600

2,750

2,500

5,500

1,000

7,800

2,500

5,500

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

7,800

1,000

5,500

5,500

2,500

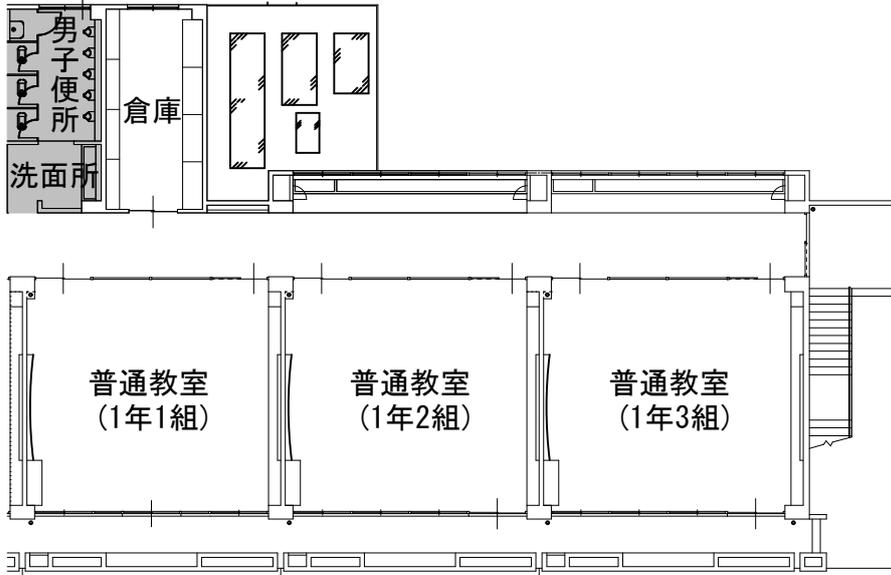
7,800

1,000

5,500

5,500

工事対象外範囲



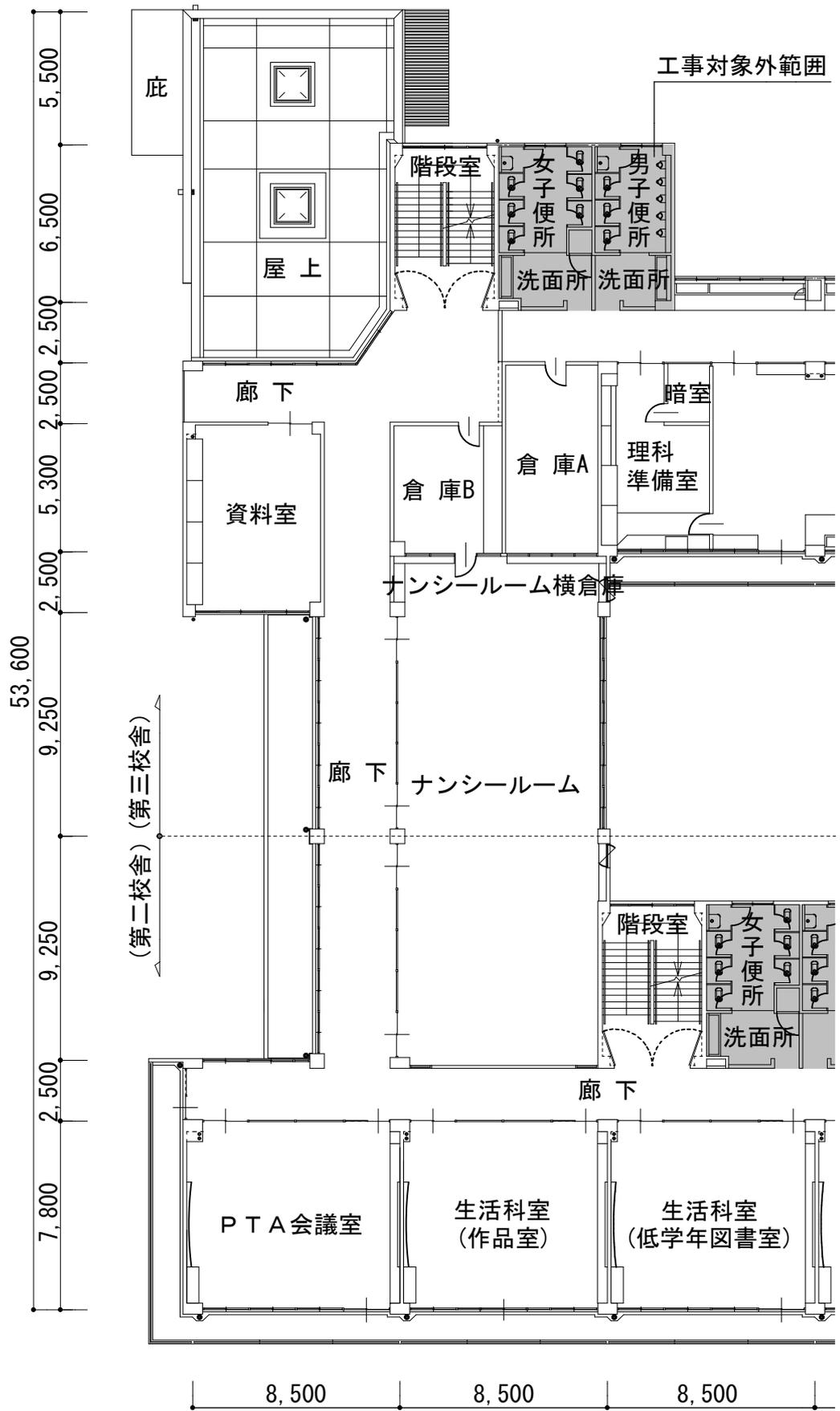
8,500

8,500

8,500

3,200

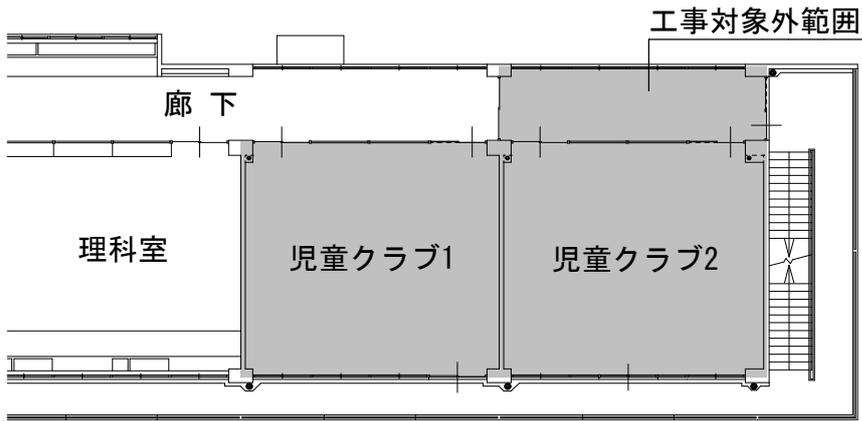
2,500 8,500 4,000 7,000 6,000



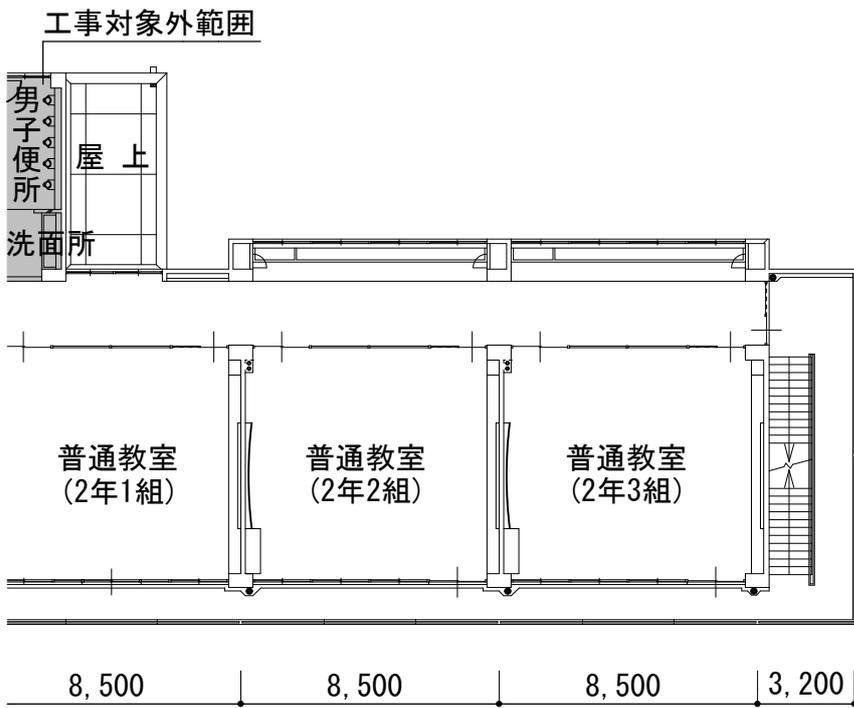
平面図 縮尺：1/250

2階

54,200
 8,500 8,500 8,500 3,200



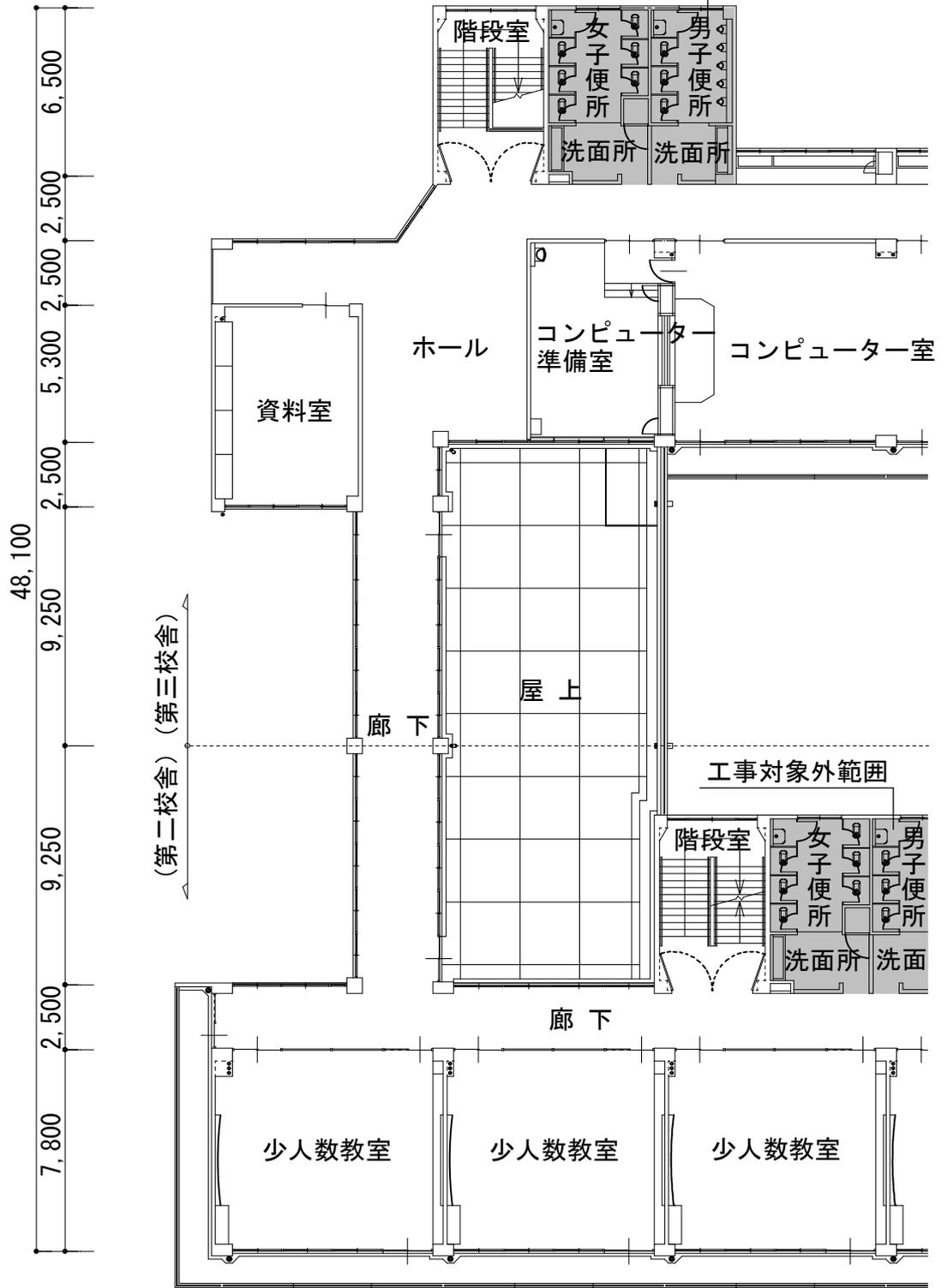
5,500
 5,500
 1,000
 2,500
 7,800
 2,500
 9,250
 53,600



2,750
 2,500
 1,000
 5,500
 2,500
 7,800

8,500 4,000 7,000 6,000

工事対象外範囲



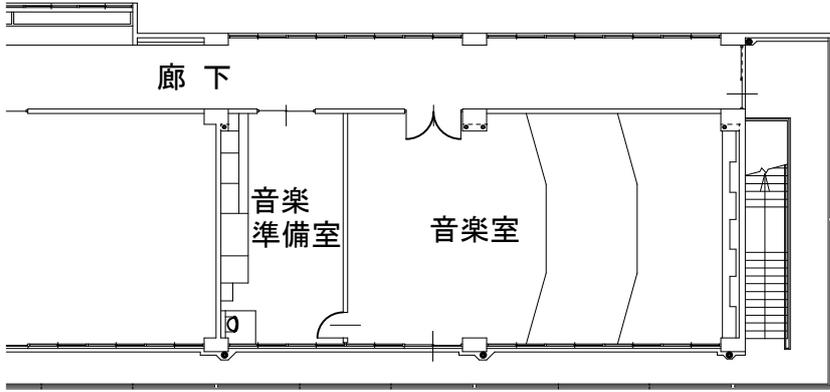
工事対象外範囲



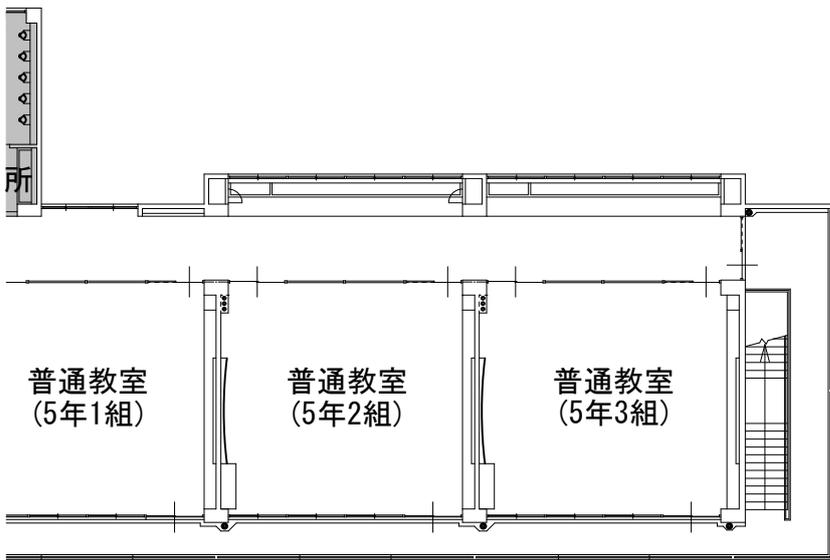
平面図 縮尺：1/250

3階

54,200
 8,500 8,500 8,500 3,200



5,500
 1,000
 2,500
 7,800
 2,500
 9,250
 48,100

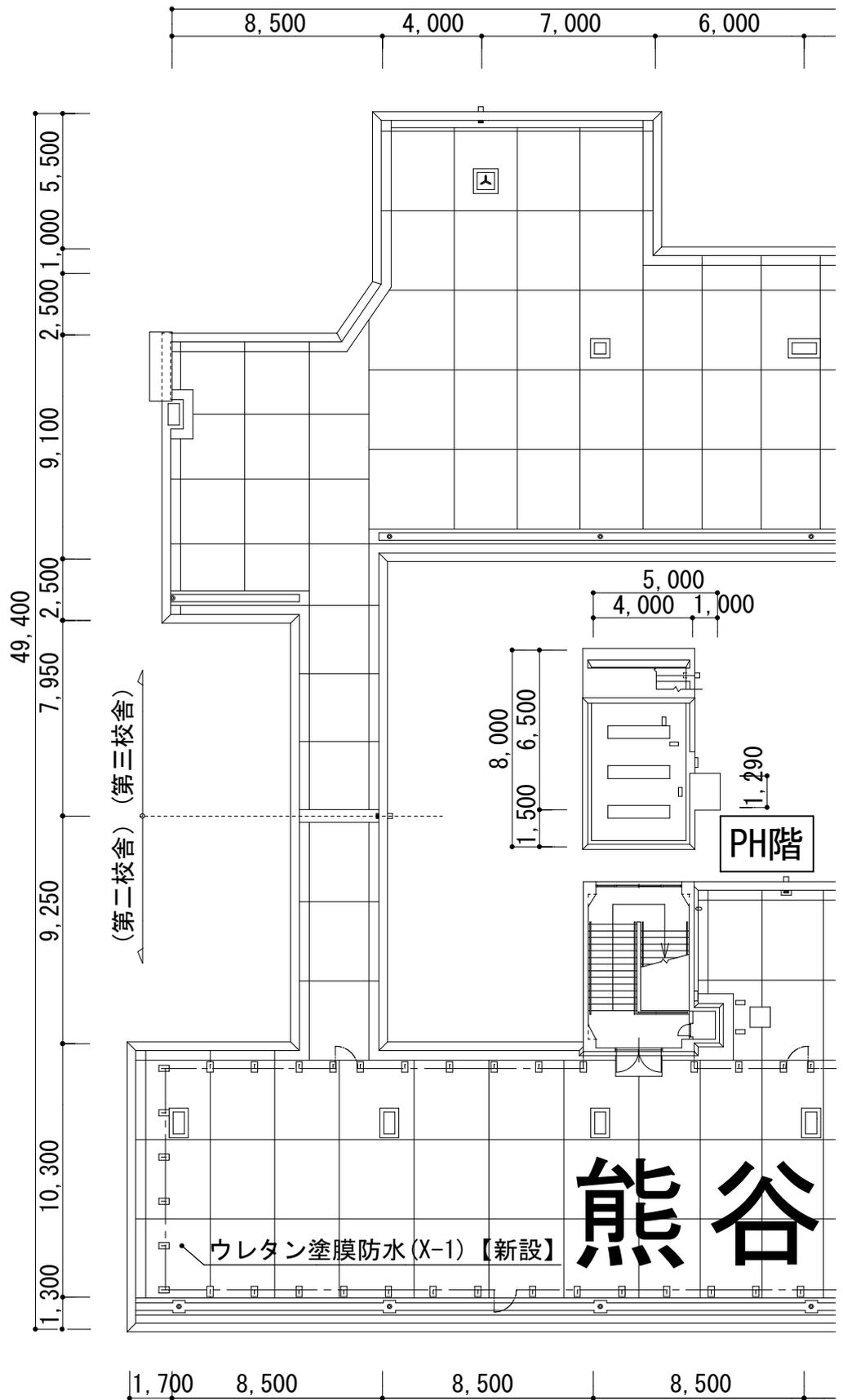


2,750
 2,500
 1,000
 5,500
 7,800

8,500 8,500 8,500 3,200

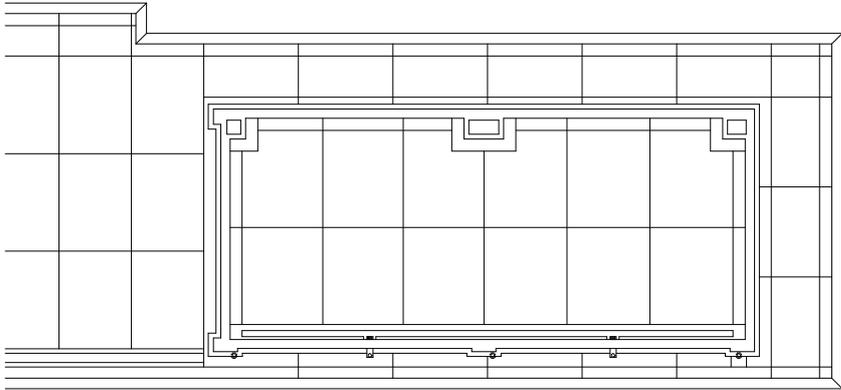


平面図 縮尺：1/250

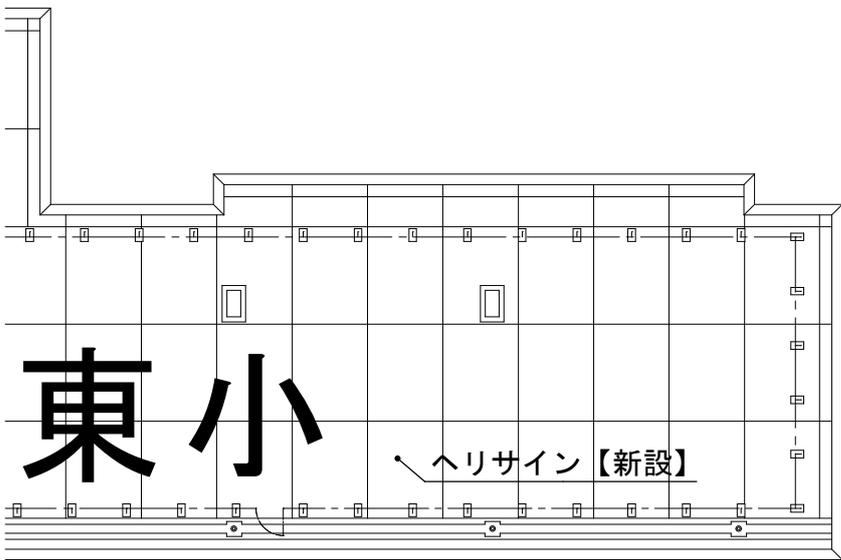


屋上

54,200
8,500 8,500 8,500 3,200



1,300 7,800 2,500 1,000 5,500
10,450 49,400

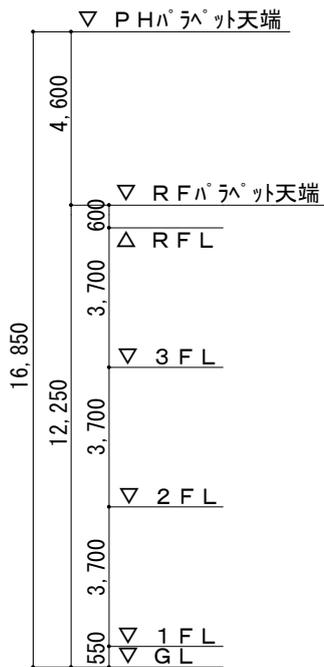


東小

ヘリサイン【新設】

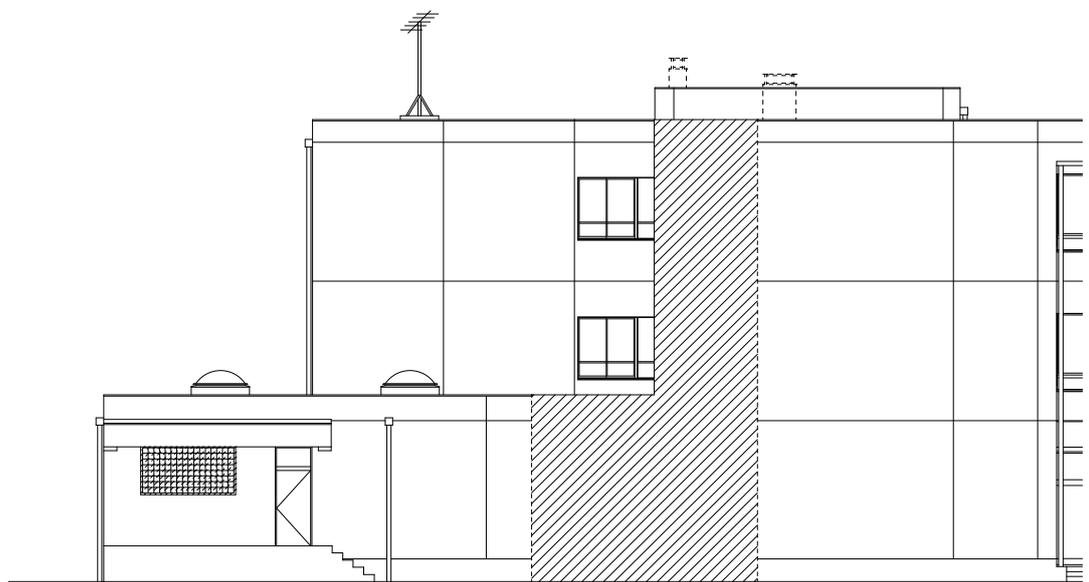
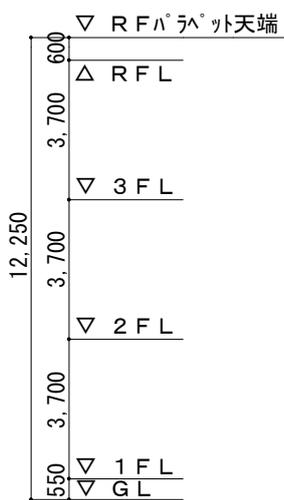
1,300 10,300 1,000 5,500 2,750

8,500 8,500 8,500 3,200



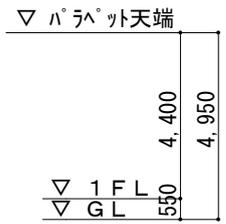
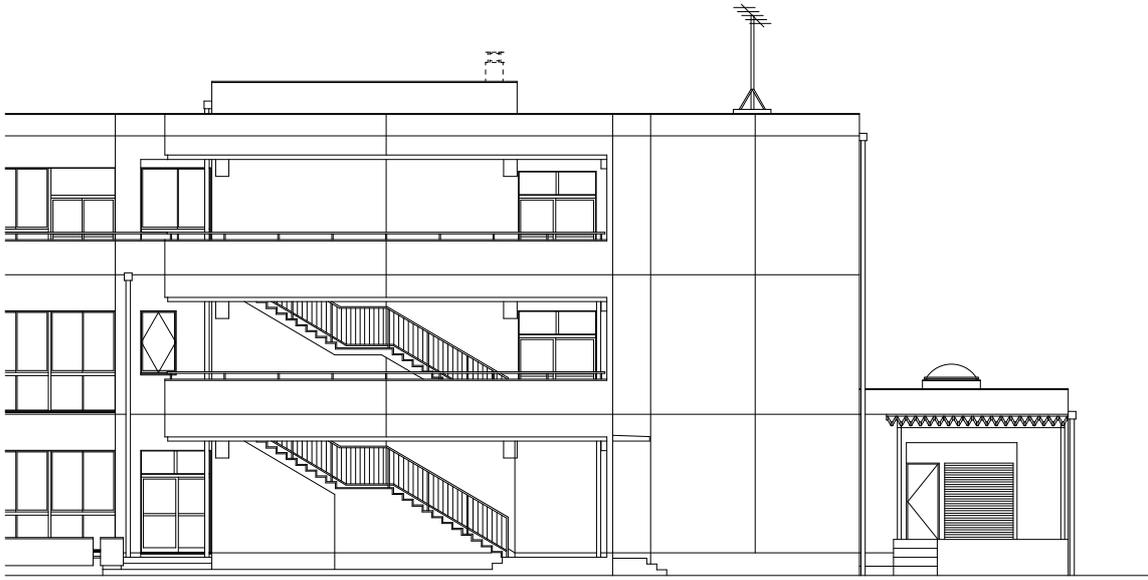
東 (第二校舎)

第二校舎 第三校舎

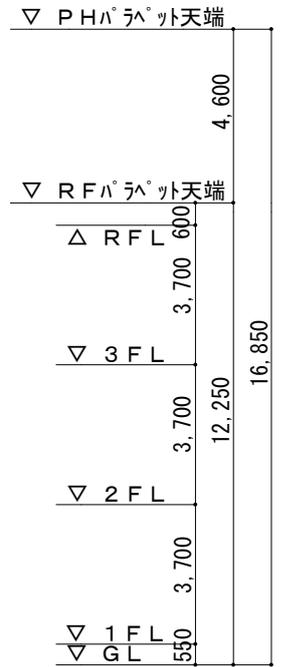
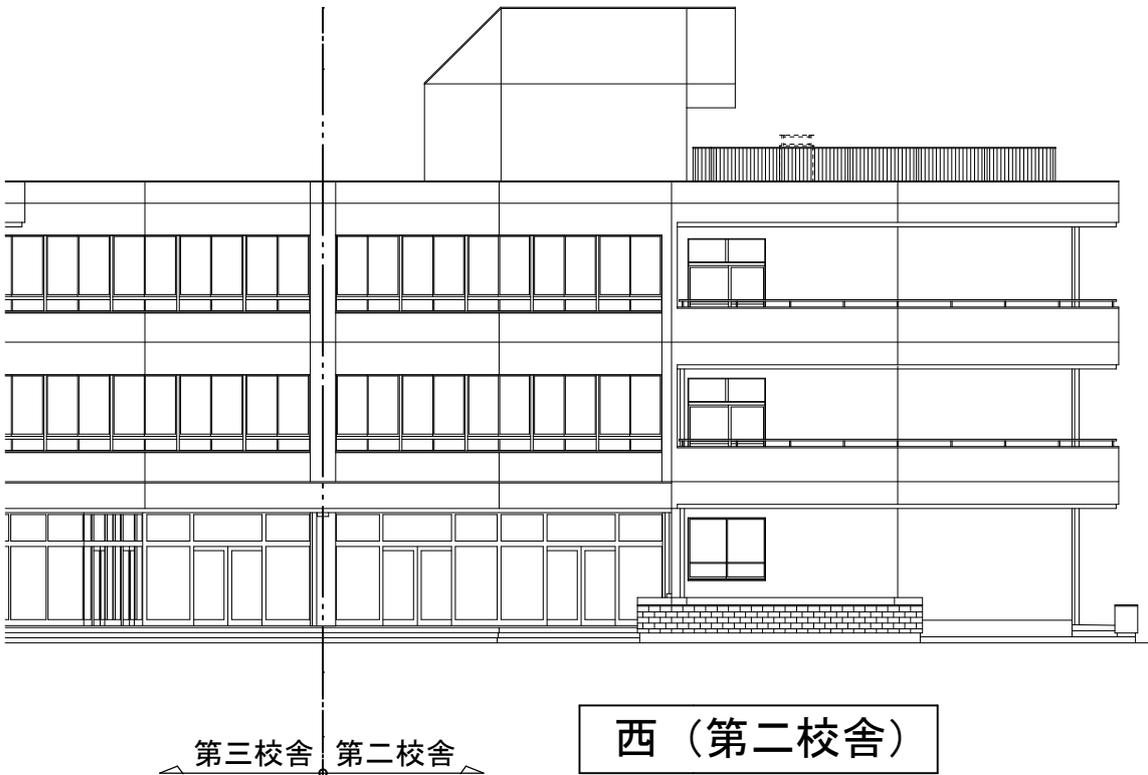


西 (第三校舎)

立面図 縮尺 : 1/200

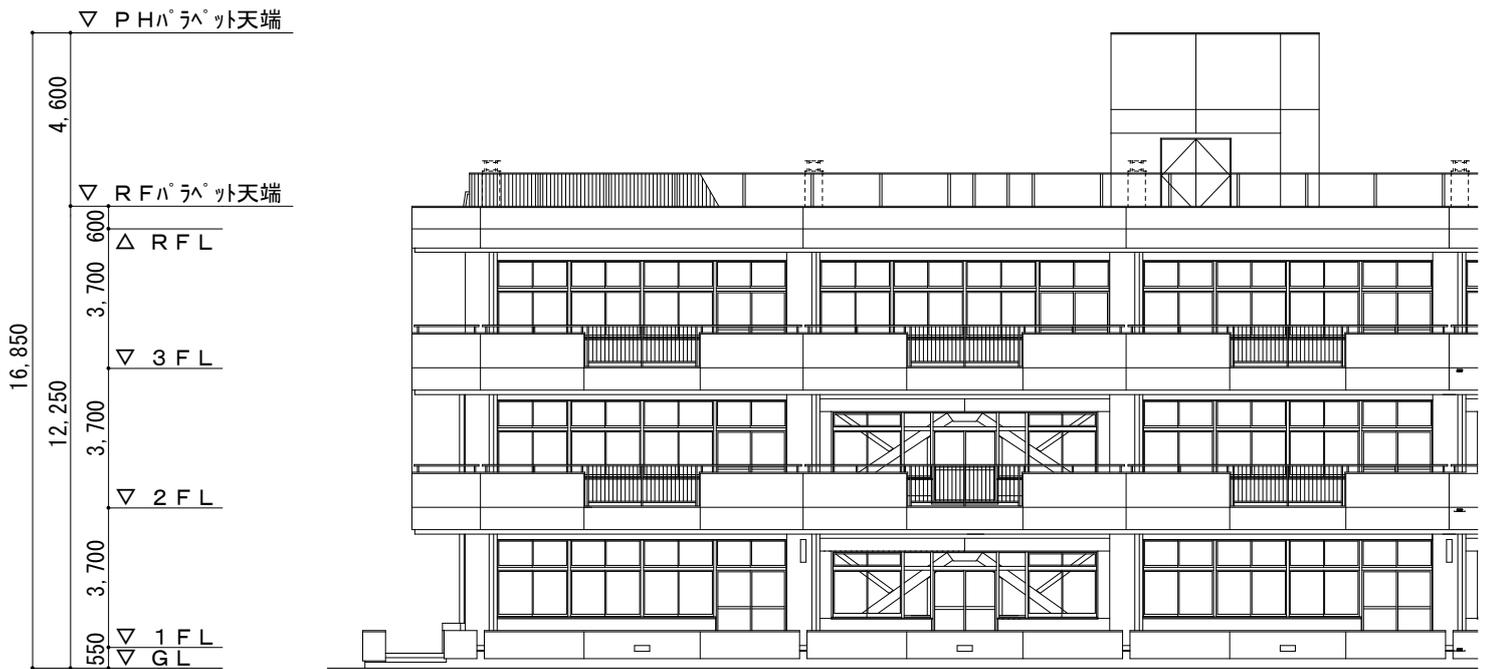


東（第三校舎）

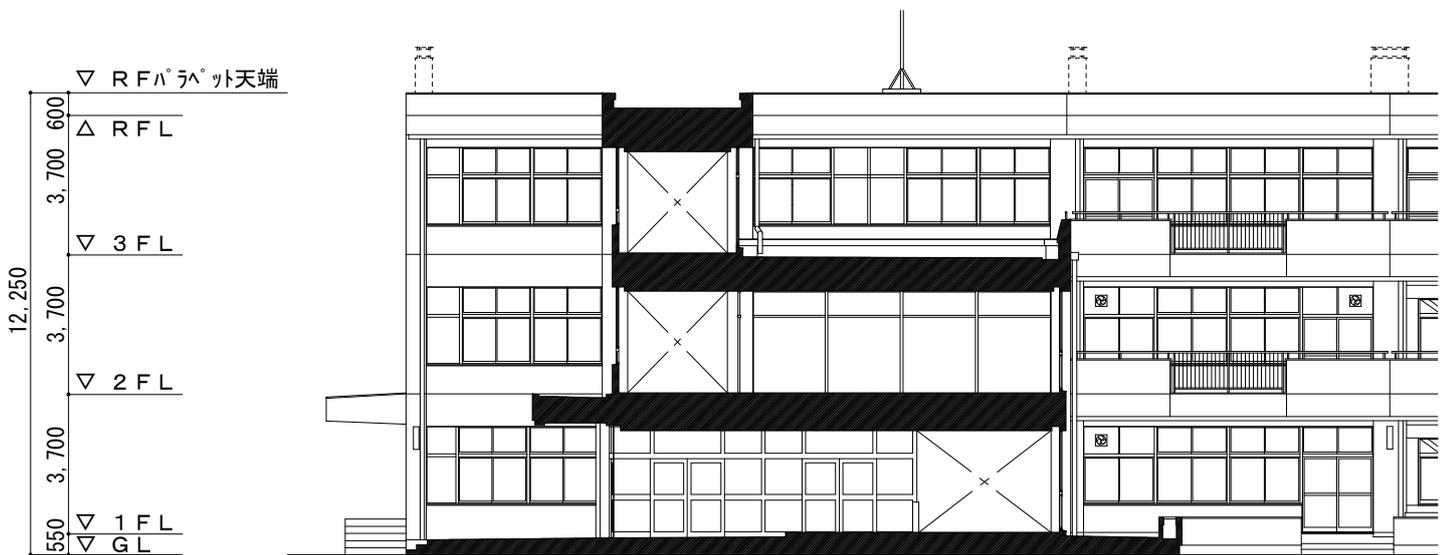


第三校舎 第二校舎

西（第二校舎）

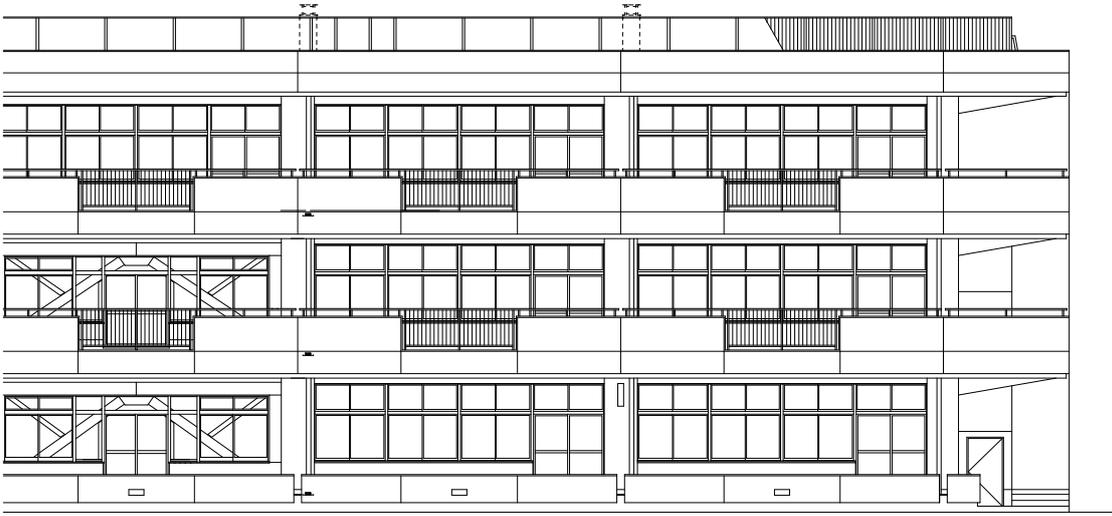


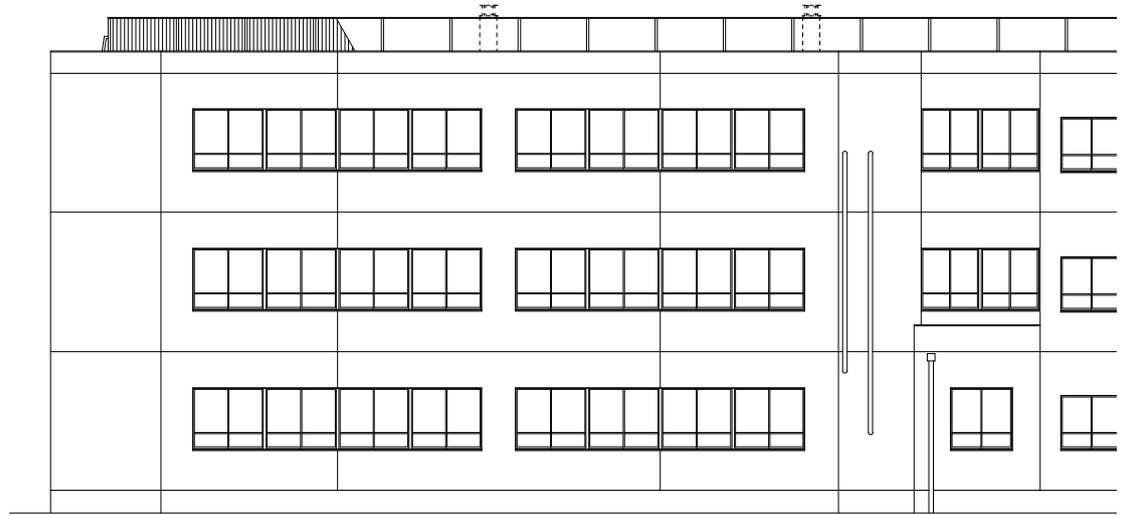
南（第二校舎）



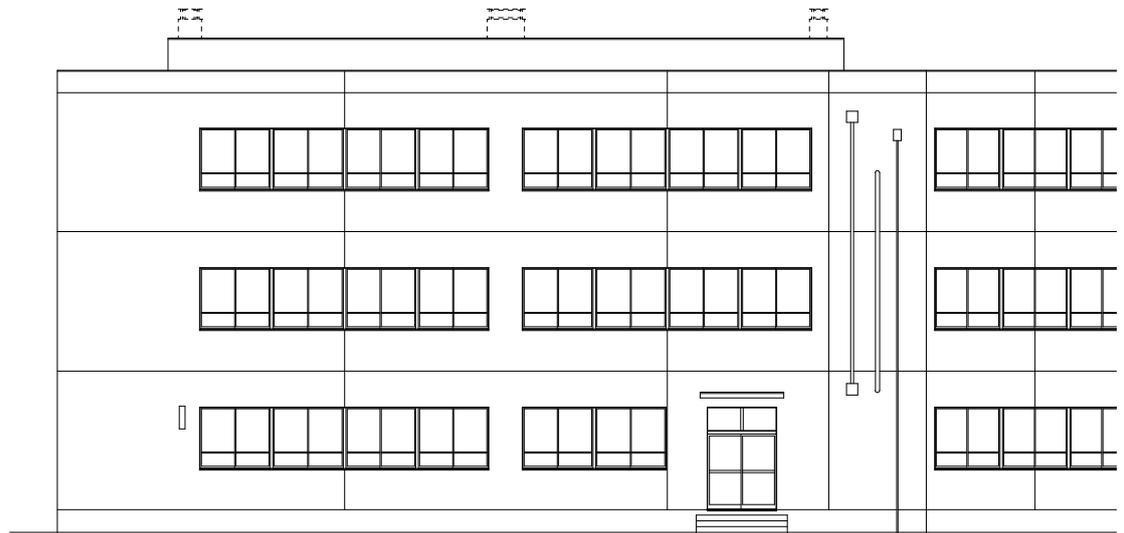
南（第三校舎）

立面図 縮尺：1/200



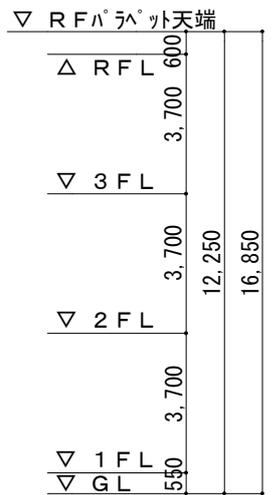
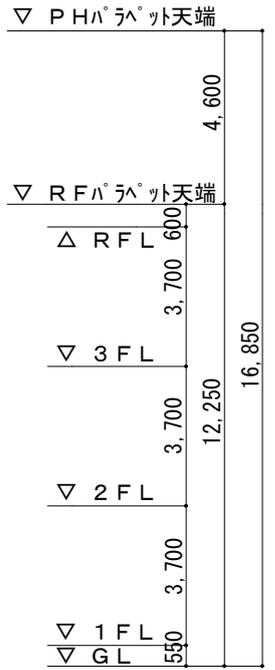
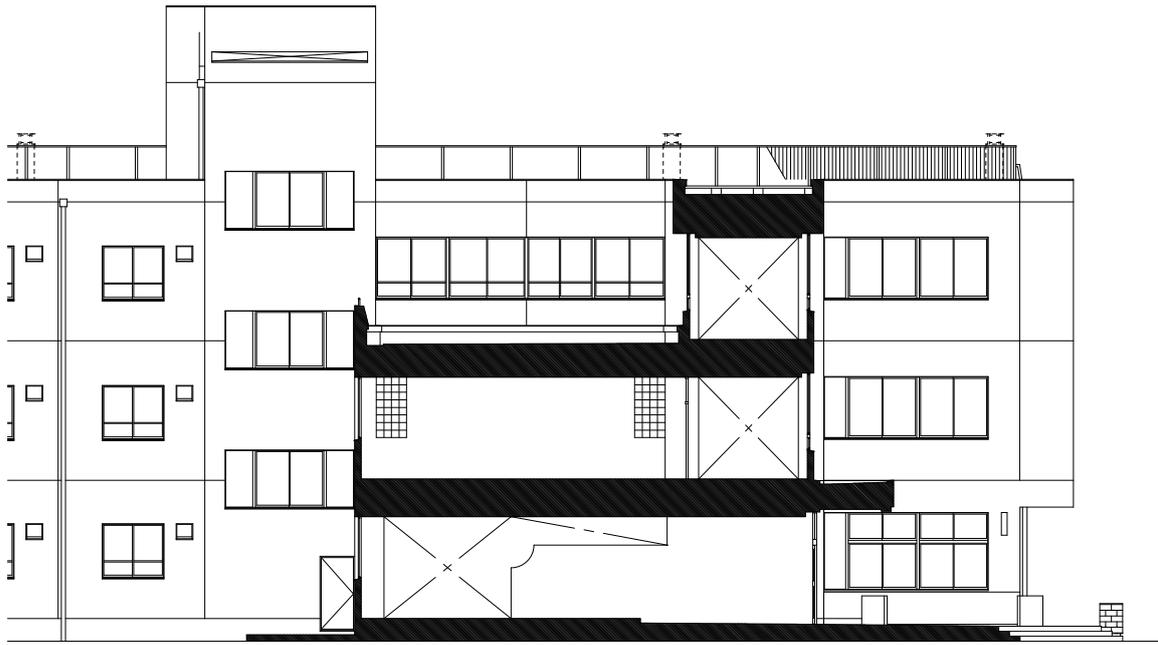


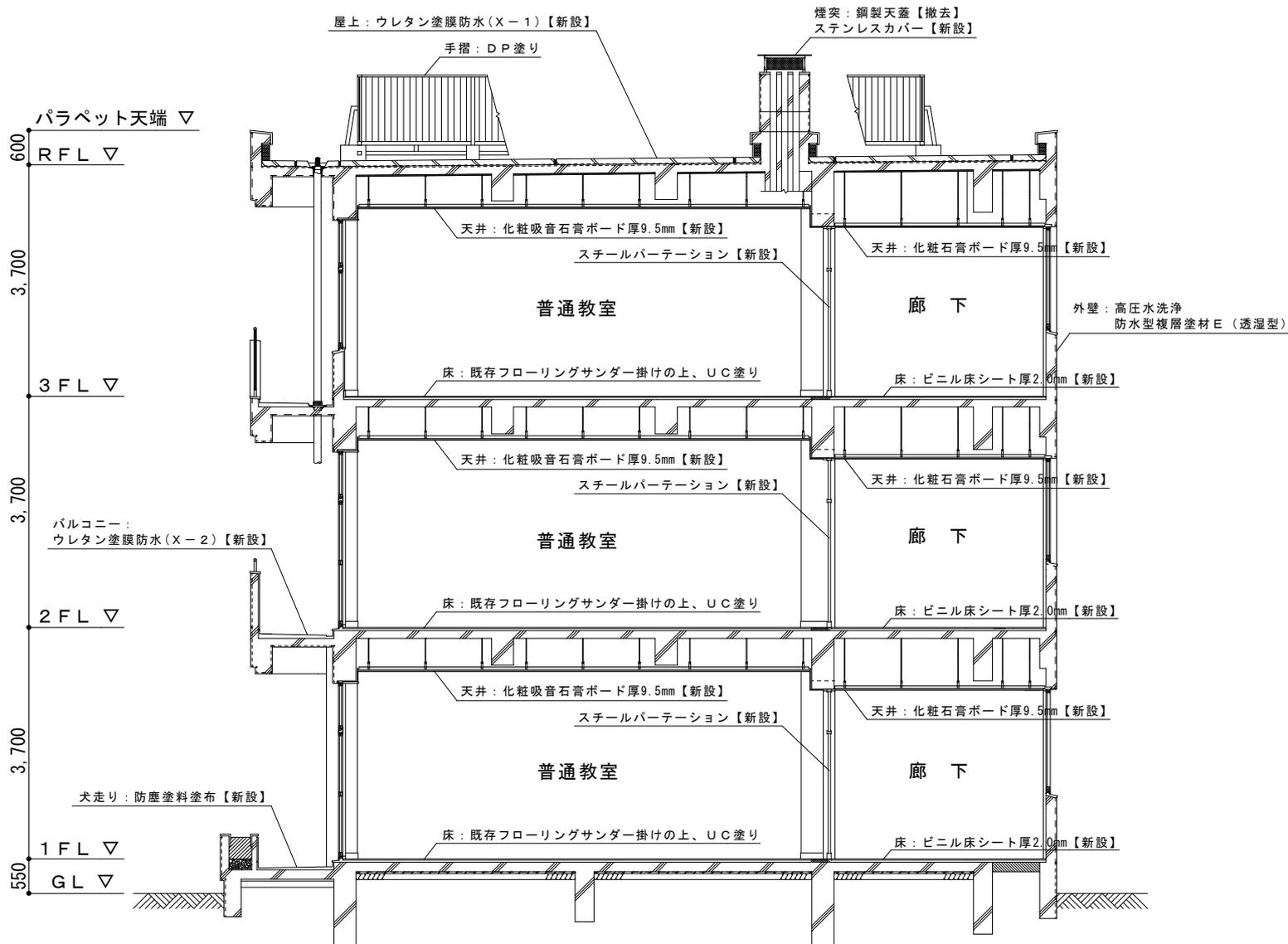
北（第二校舎）



北（第三校舎）

立面図 縮尺：1/200





断面図 縮尺：1/100

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事			
工 事 場 所	熊谷市月見町二丁目174番地			
入 札 年 月 日	令和7年3月25日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
500,830,000 円	500,830,000 円	460,763,600 円		
うち消費税等の額	入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110		
45,530,000 円	455,300,000 円	418,876,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	— 円		無効
2	松坂屋建材(株)	397,700,000		失格
3	(株)ケージーエム	431,000,000	1	落札
4	(株)時田工務店	432,000,000	2	
5	大和建设(株)	398,000,000		失格
6	川上工業(株)	—		無効
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
(株)ケージーエム	431,000,000 円	43,100,000 円	474,100,000 円

1 工 事 名 熊谷市立荒川中学校教室棟改修建築工事

2 工事場所 熊谷市月見町二丁目174番地

3 工事概要

(1) 内装改修工事

(2) 外壁改修工事

(3) 塗装改修工事

(4) その他

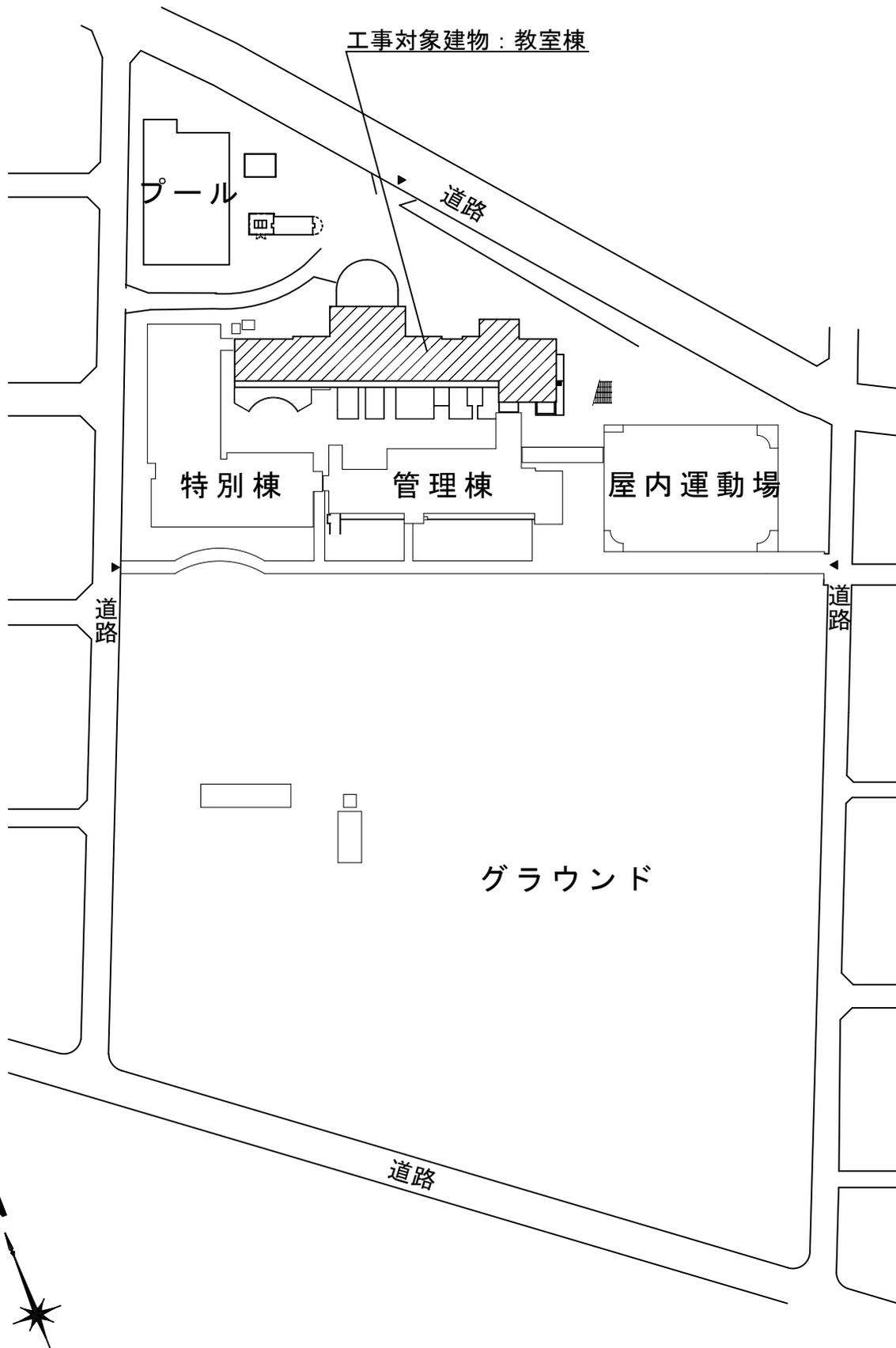
4 建物概要

構 造 鉄筋コンクリート造 地上4階建て

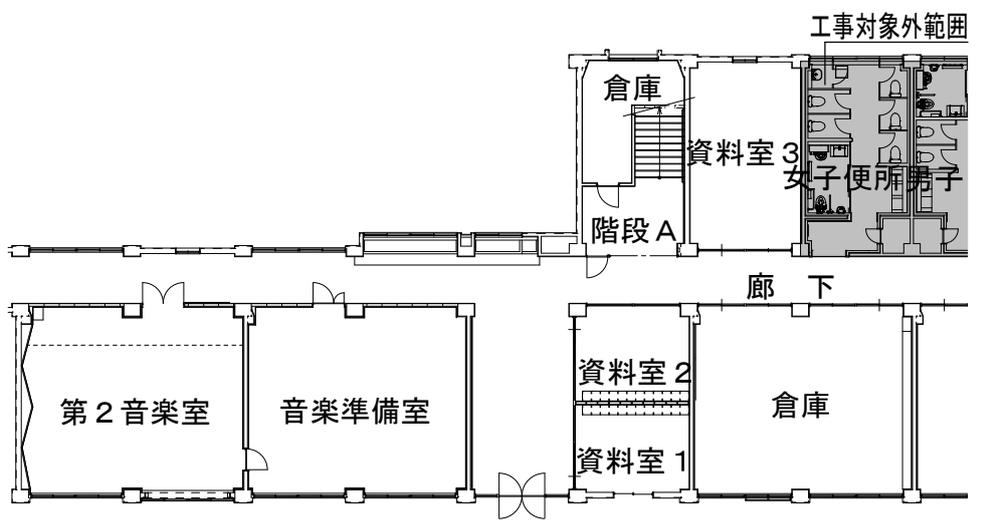
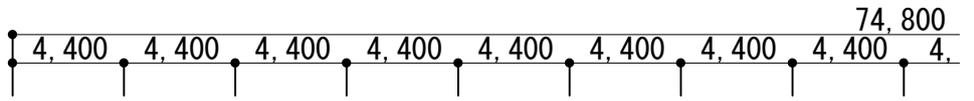
面 積 延べ面積 3,674 m²

工事場所：熊谷市月見町二丁目 174 番地
熊谷市立荒川中学校





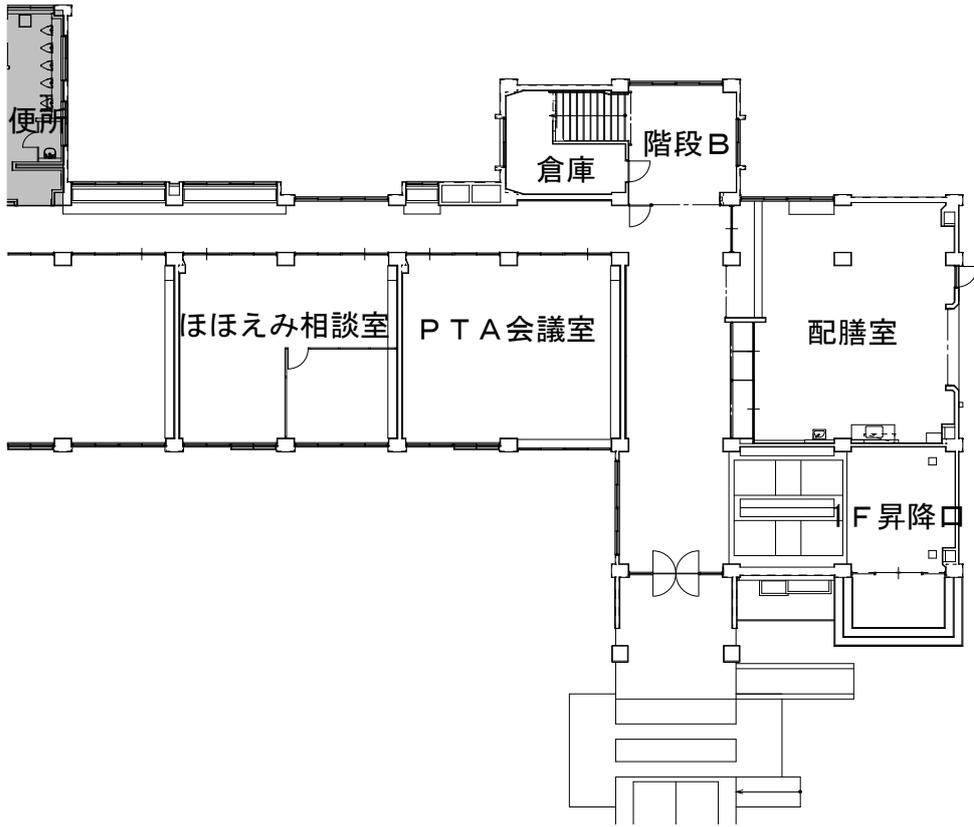
配置図 縮尺：1/1400



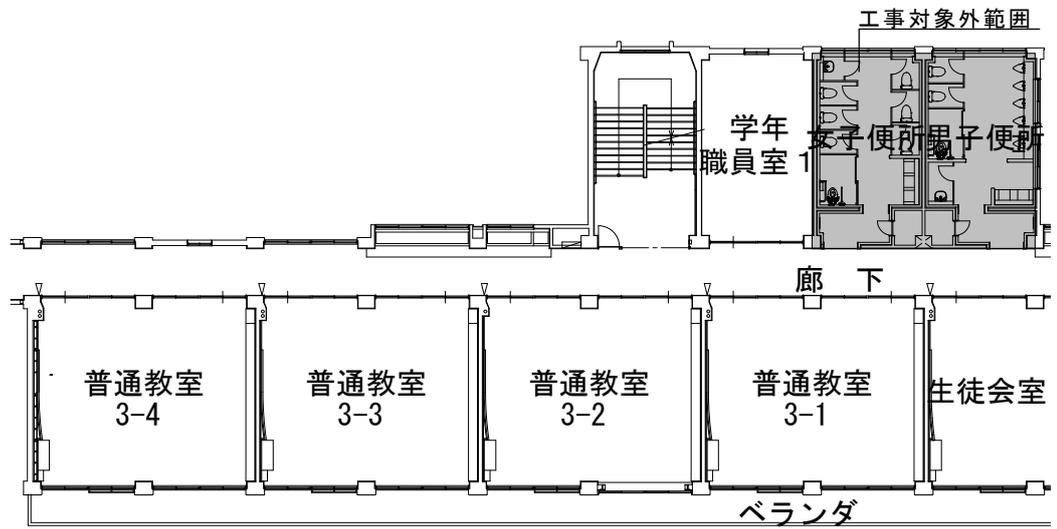
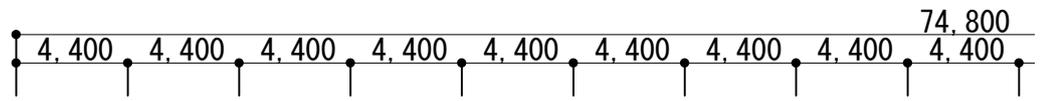
平面図 縮尺 : 1/300

1階

400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400



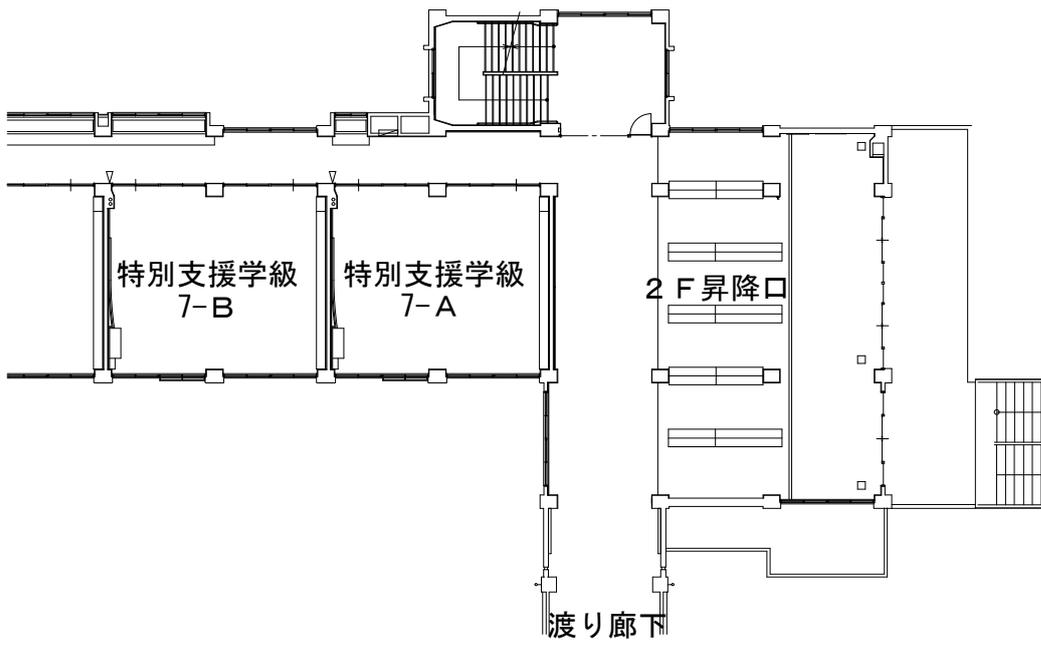
3,300 5,000 7,400 2,400 4,500 3,000



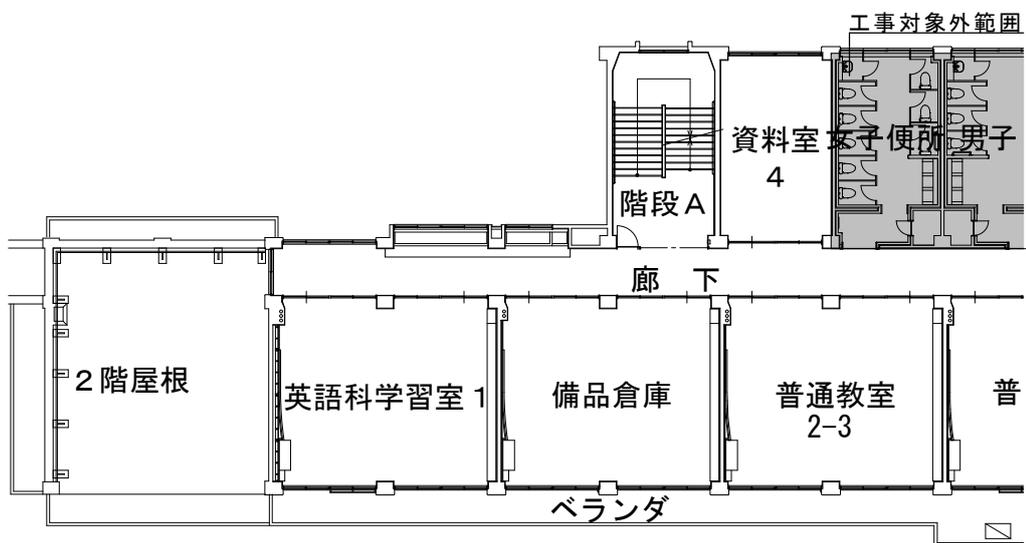
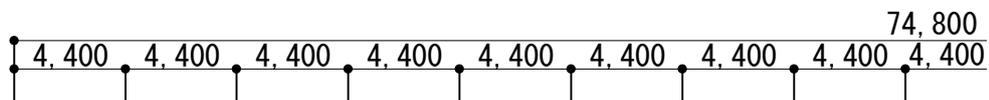
平面図 縮尺 : 1/300

2階

4,400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400 4,400

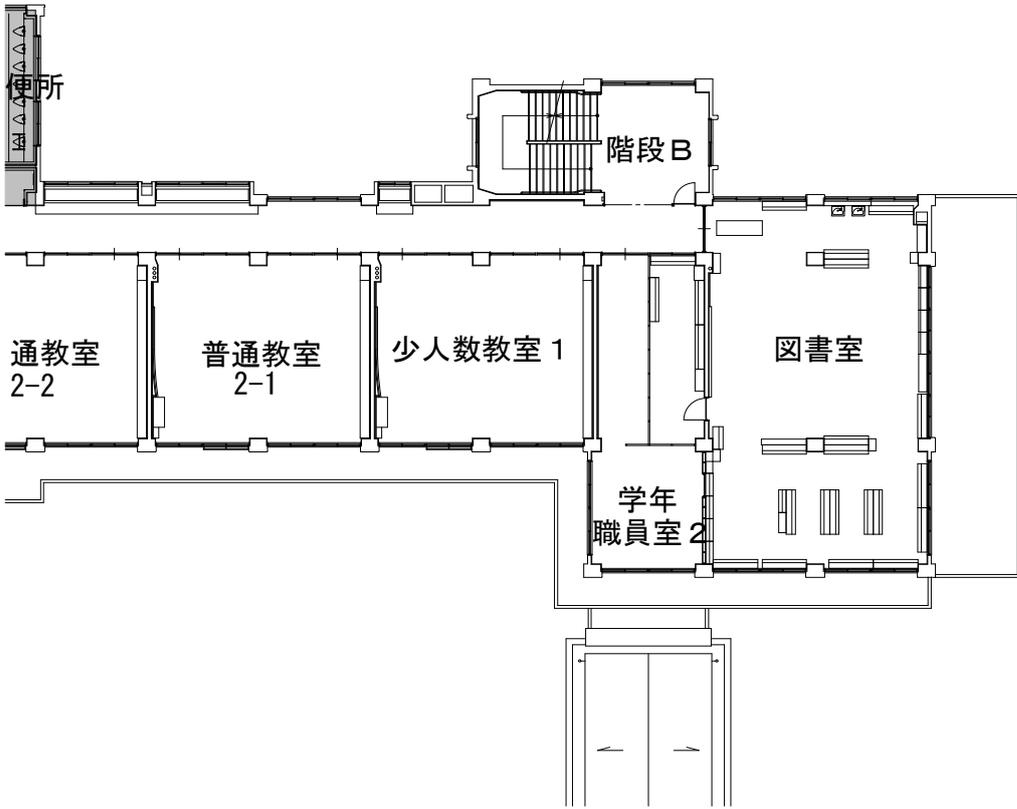
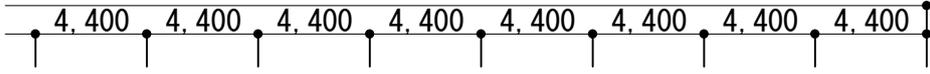


3,300 5,000 7,400 2,400 4,500 3,000



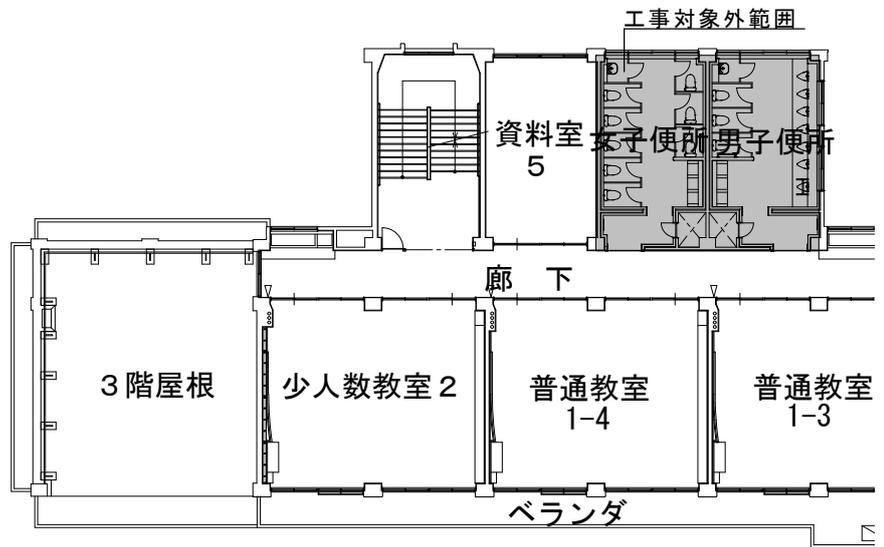
平面図 縮尺 : 1/300

3階



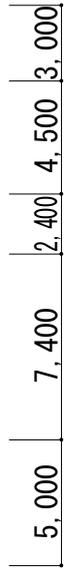
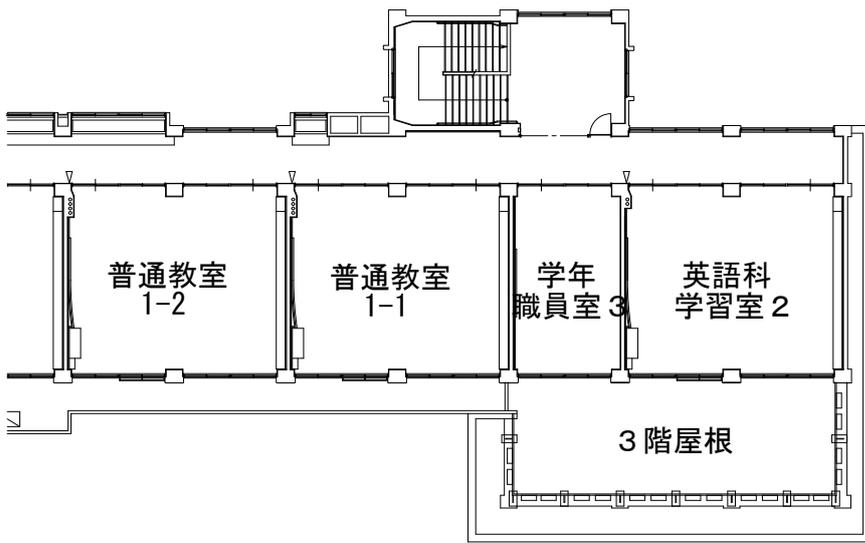
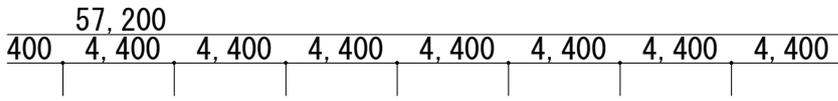
8,800							
4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	4,

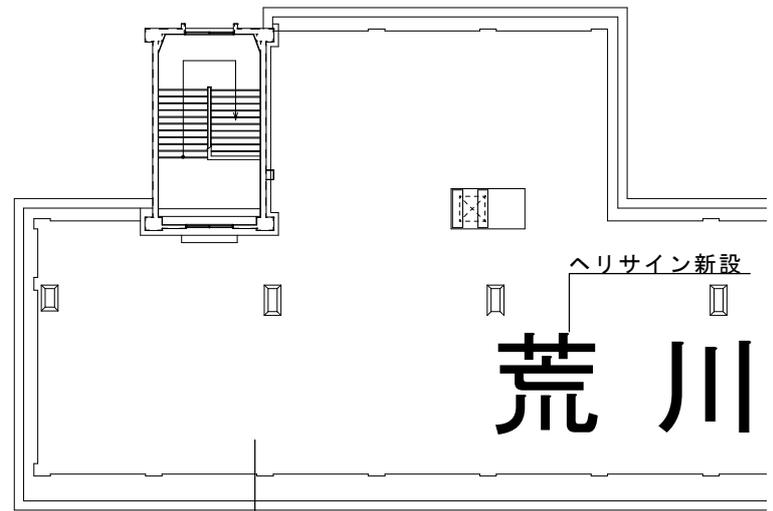
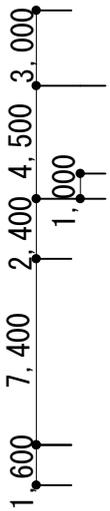
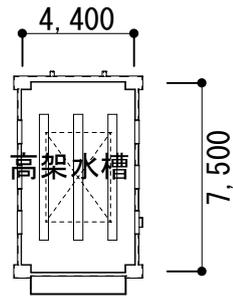
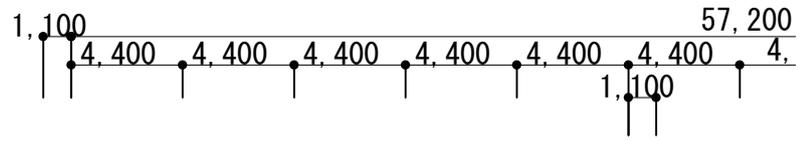
5,000
7,400
2,400
4,500
3,000



平面図 縮尺 : 1/300

4階



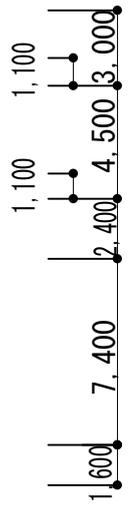
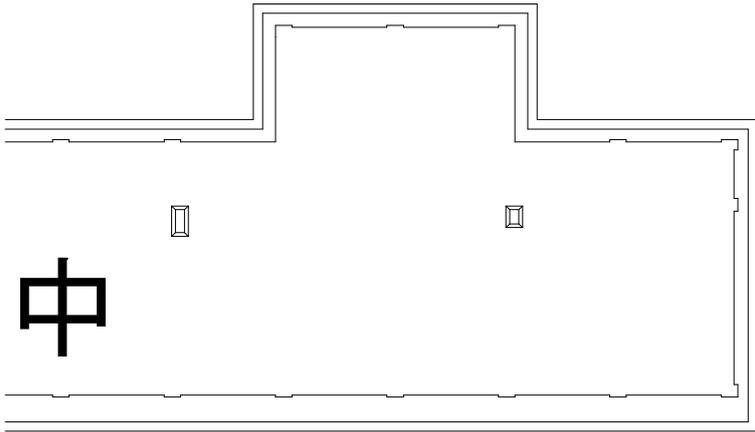
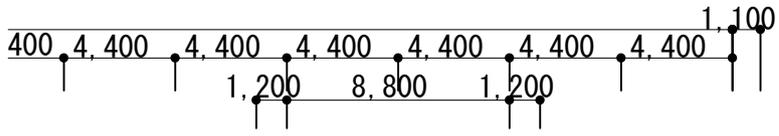


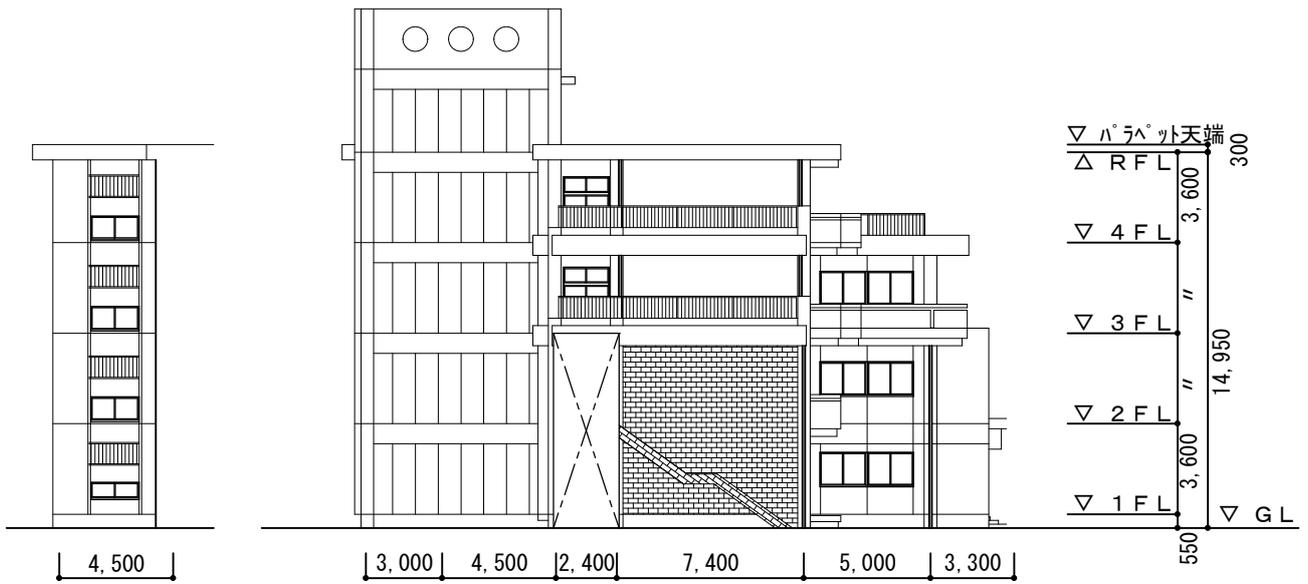
改質アスファルト防水（常温複合工法）
高耐久・高反射性保護塗料【新設】



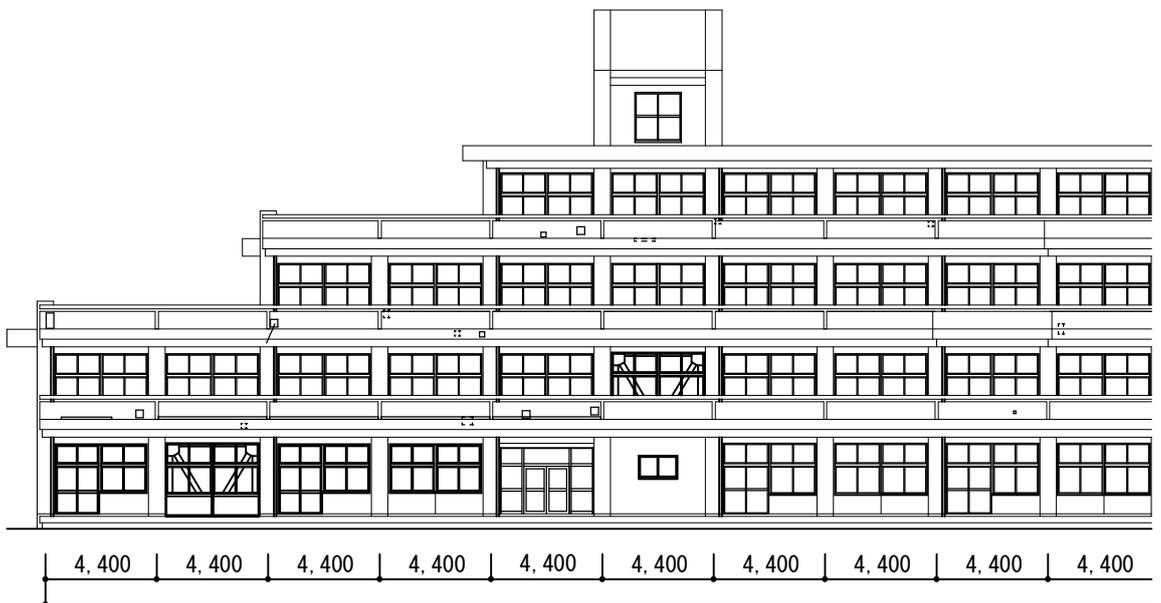
平面図 縮尺：1/300

R階



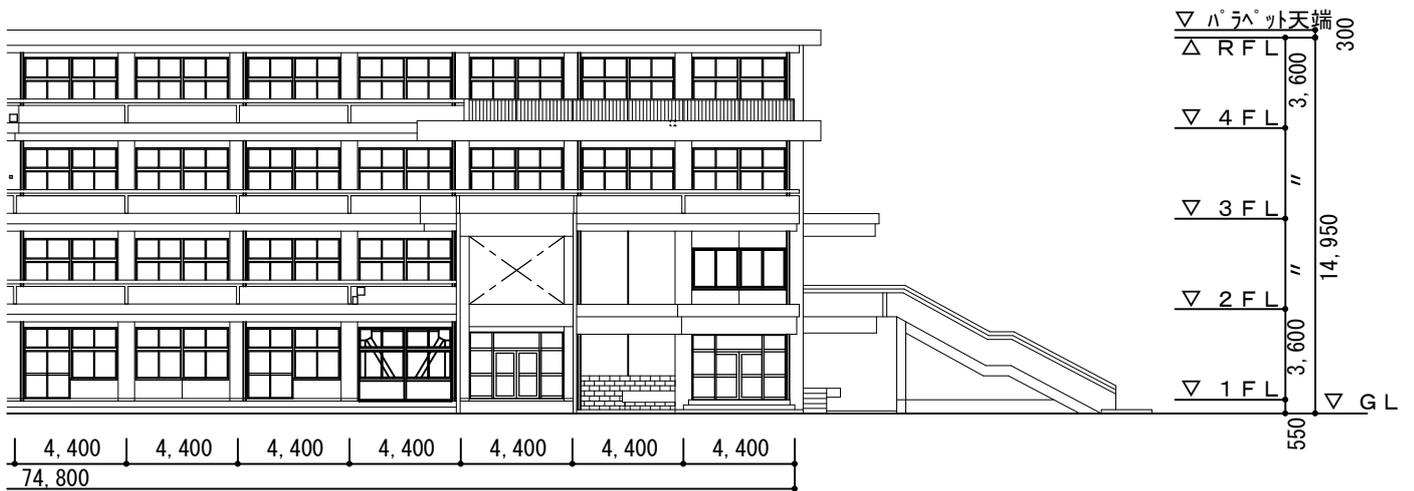


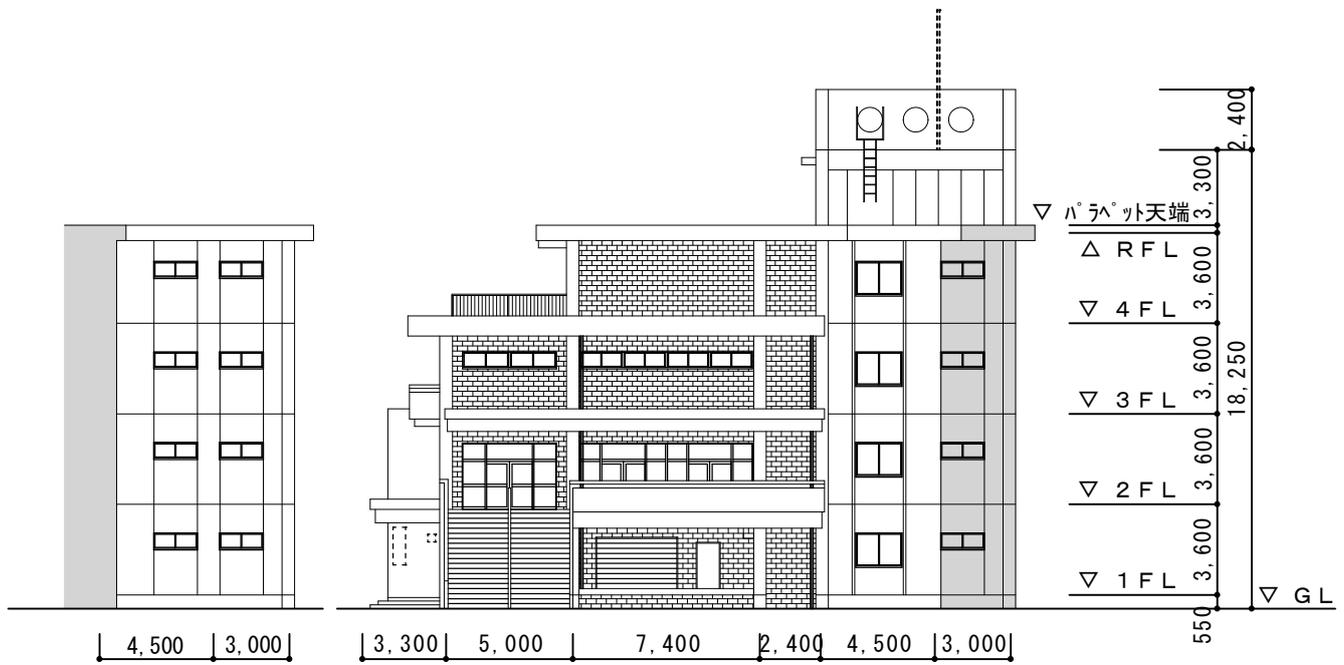
西



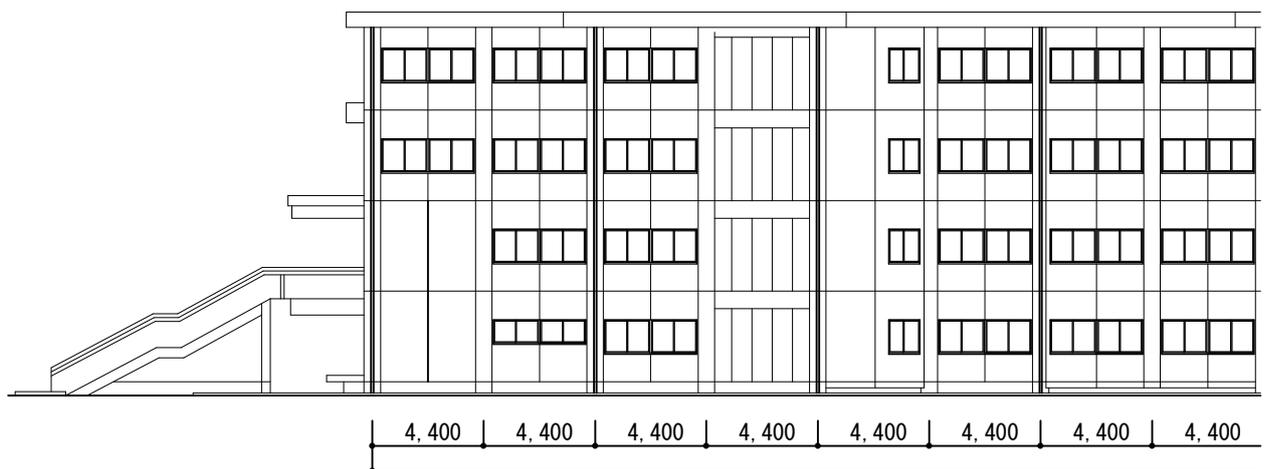
南

立面図 縮尺：1/300



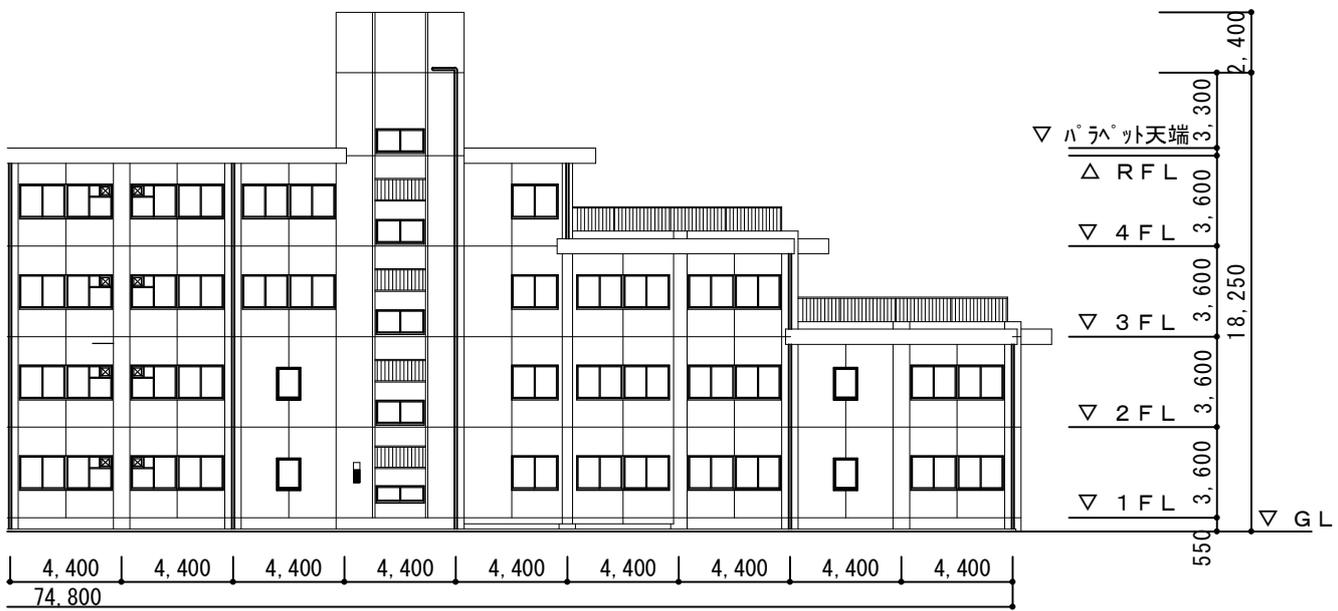


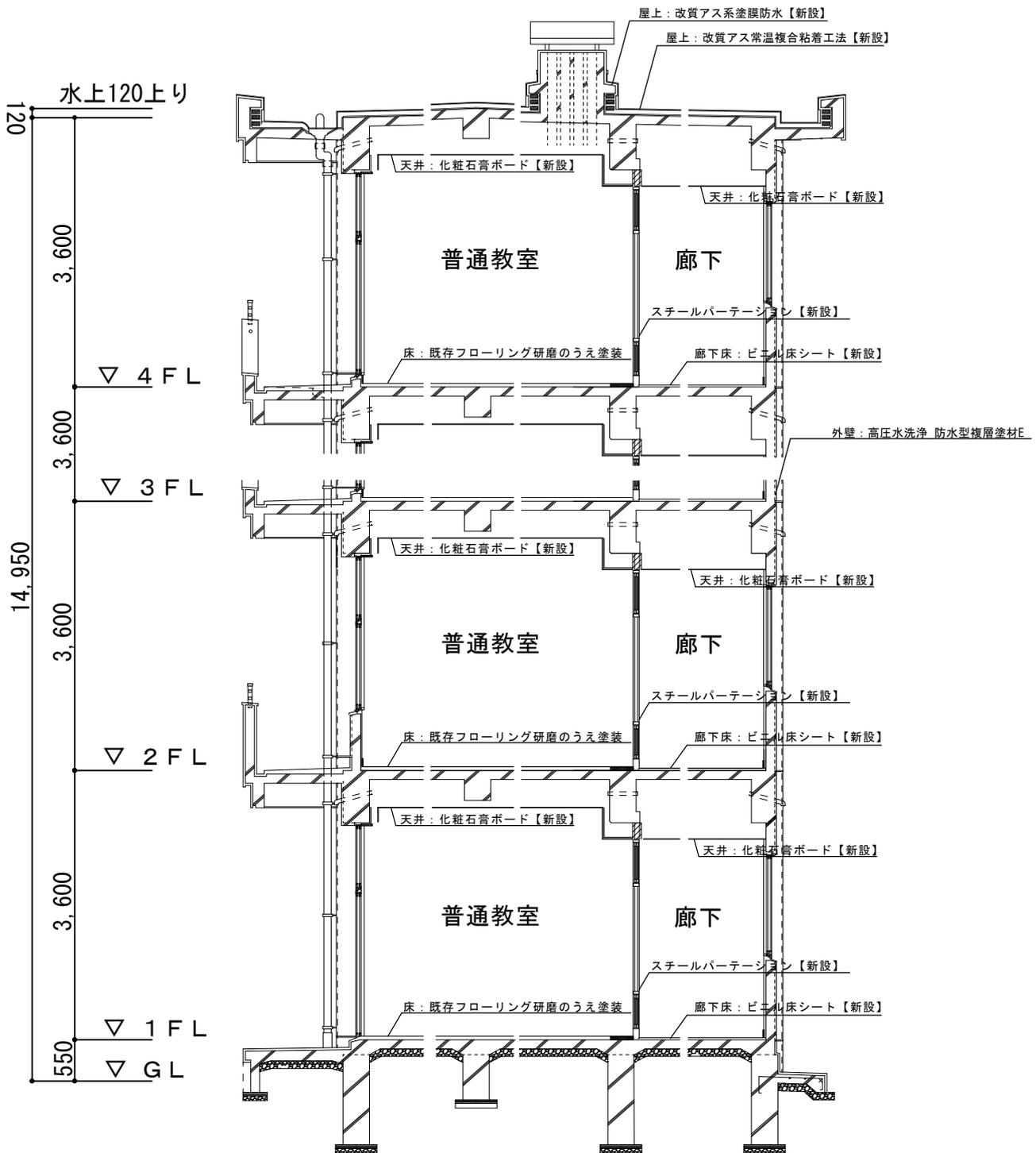
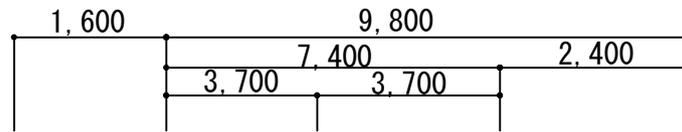
東



北

立面図 縮尺：1/300 (A4)





断面図 縮尺：1/80

業 者 名 及 び 入 札 結 果

工 事 名	熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（1期）			
工 事 場 所	熊谷市佐谷田1030番地			
入 札 年 月 日	令和7年3月25日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	最 低 制 限 価 格		
406,120,000 円	406,120,000 円	373,630,400 円		
うち消費税等の額	入 札 書 比 較 価 格	最低制限価格の100/110		
36,920,000 円	369,200,000 円	339,664,000 円		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	田部井建設(株)	— 円		無効
2	松坂屋建材(株)	354,800,000	2	
3	(株)ケージーエム	—		無効
4	(株)時田工務店	355,000,000	3	
5	大和建设(株)	349,000,000	1	落札
6	川上工業(株)	—		辞退
7				
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
大和建设(株)	349,000,000 円	34,900,000 円	383,900,000 円

1 工事名 熊谷市立佐谷田小学校教室棟改修建築工事（1期）

2 工事場所 熊谷市佐谷田1030番地

3 工事概要

(1) 内装改修工事

(2) 外壁改修工事

(3) 塗装改修工事

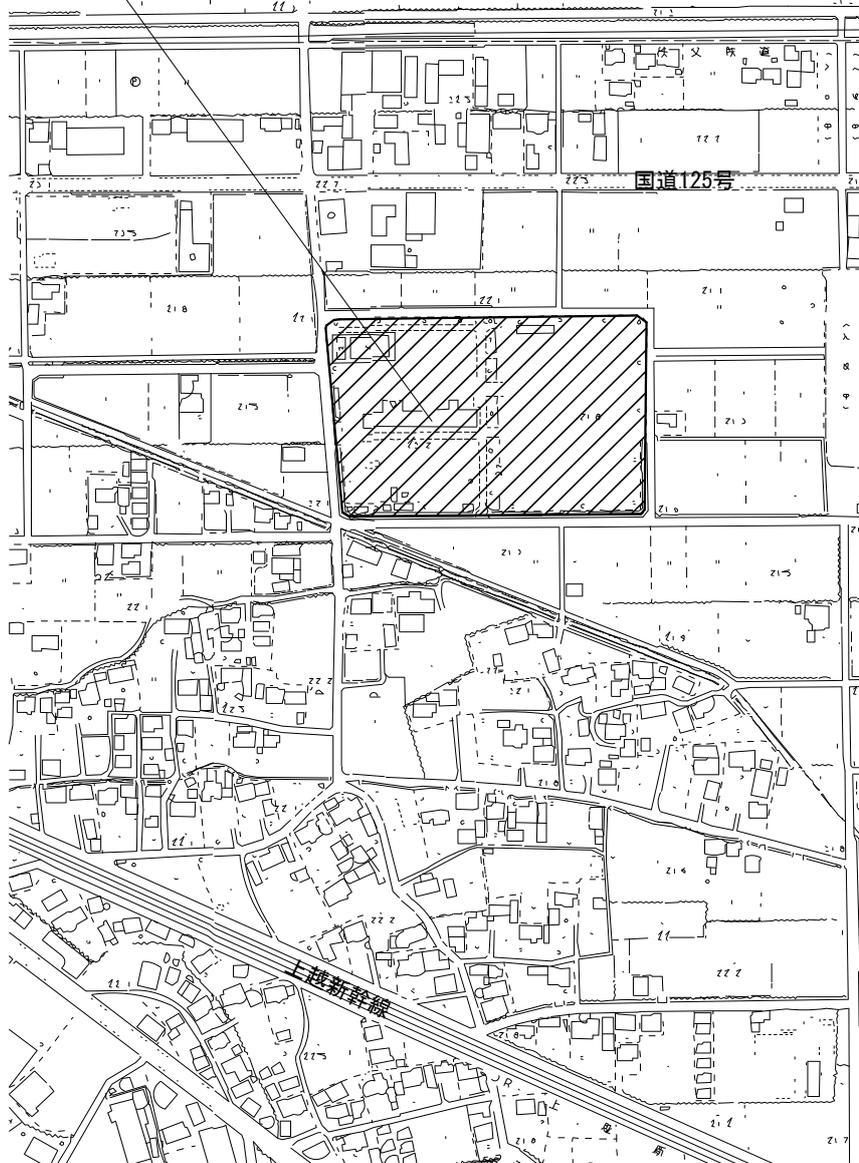
(4) その他

4 建物概要

構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建て

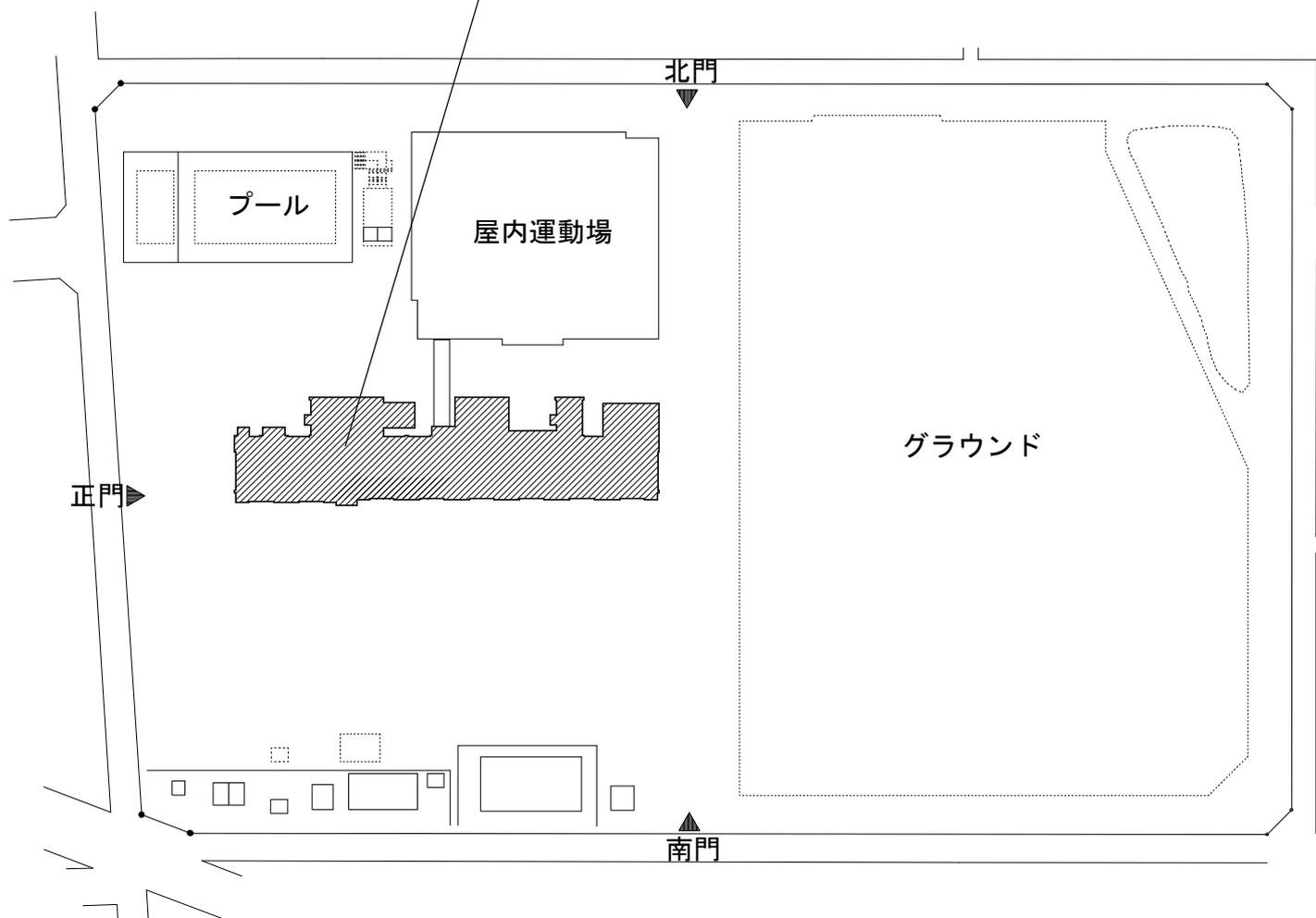
面積 延べ面積 3,696㎡

工事場所：熊谷市佐谷田1030番地
熊谷市立佐谷田小学校

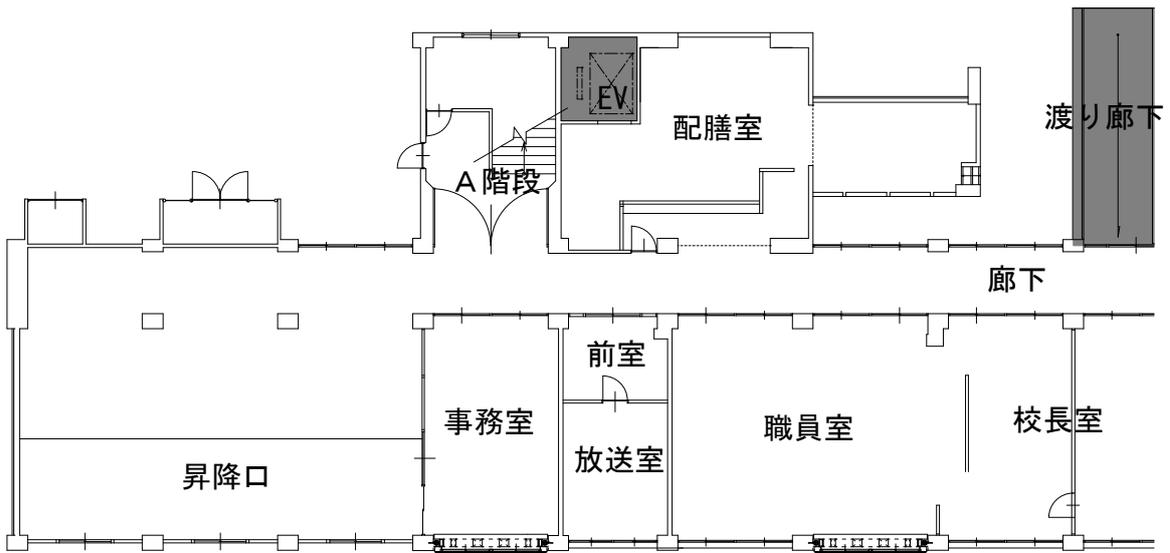
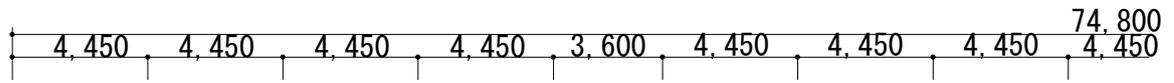


案内図

工事対象建物：教室棟



配置図 縮尺：1/1400



■ : 工事対象外

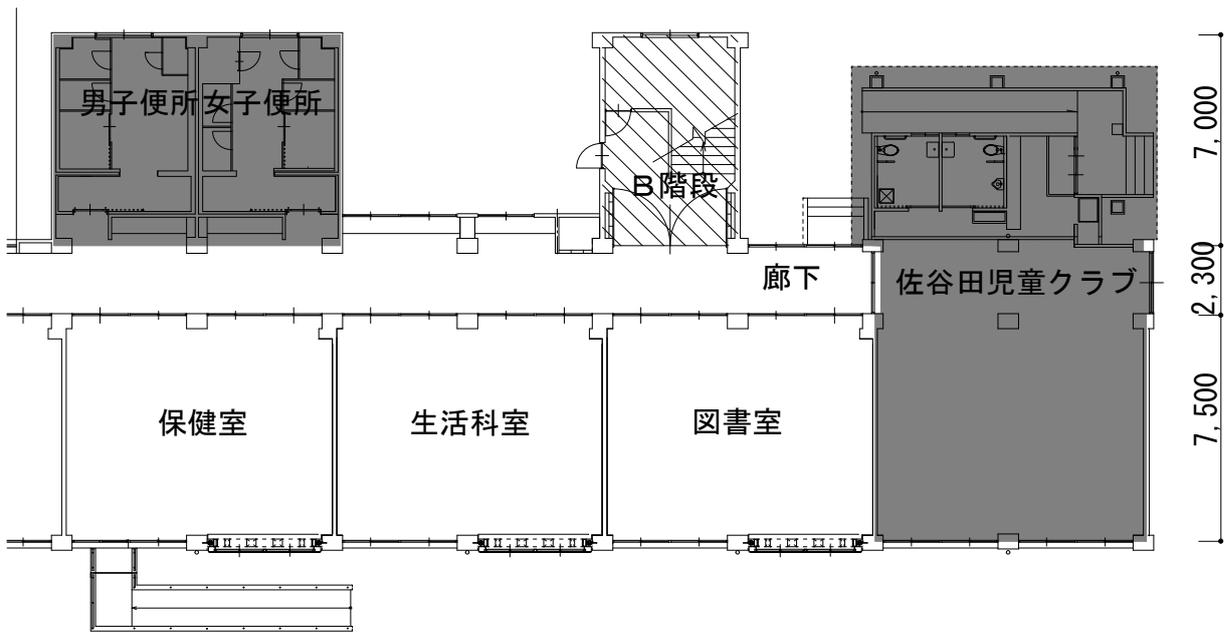
▨ : 2期工事

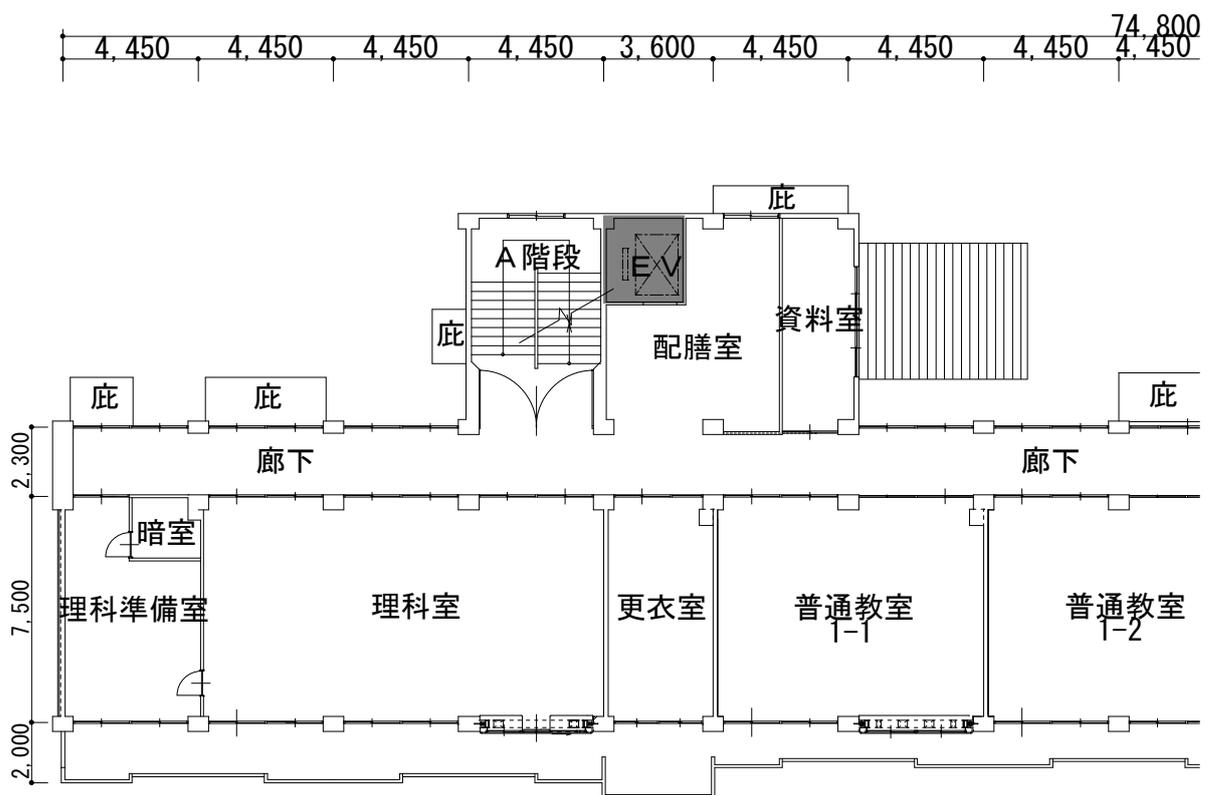


平面図 縮尺 : 1/250

1階

4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450





■ : 工事対象外

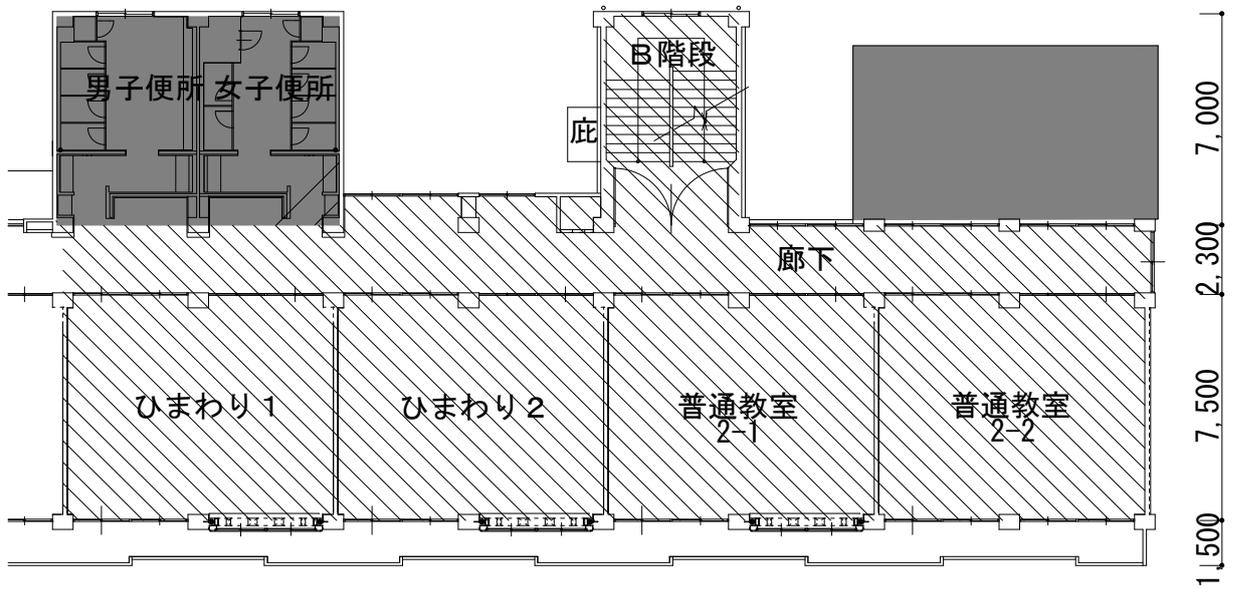
▨ : 2期工事

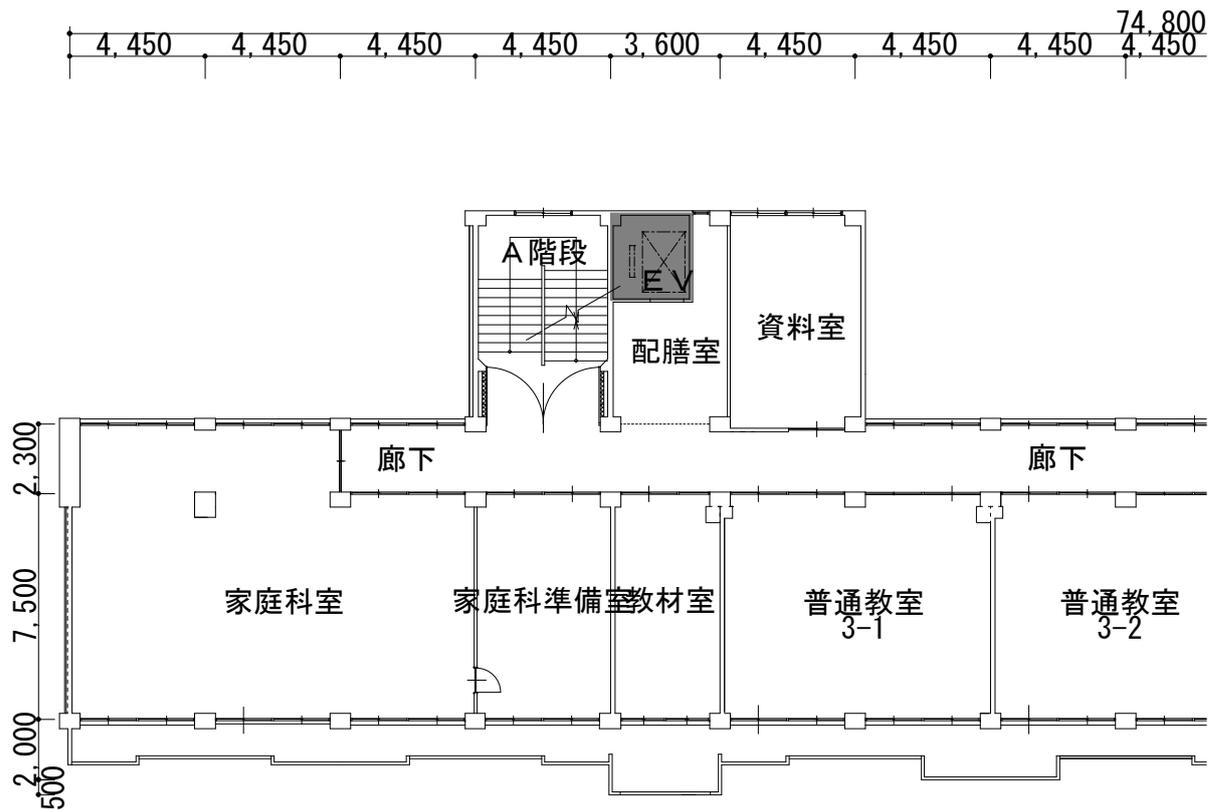


平面図 縮尺 : 1/250

2階

4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450 4,450





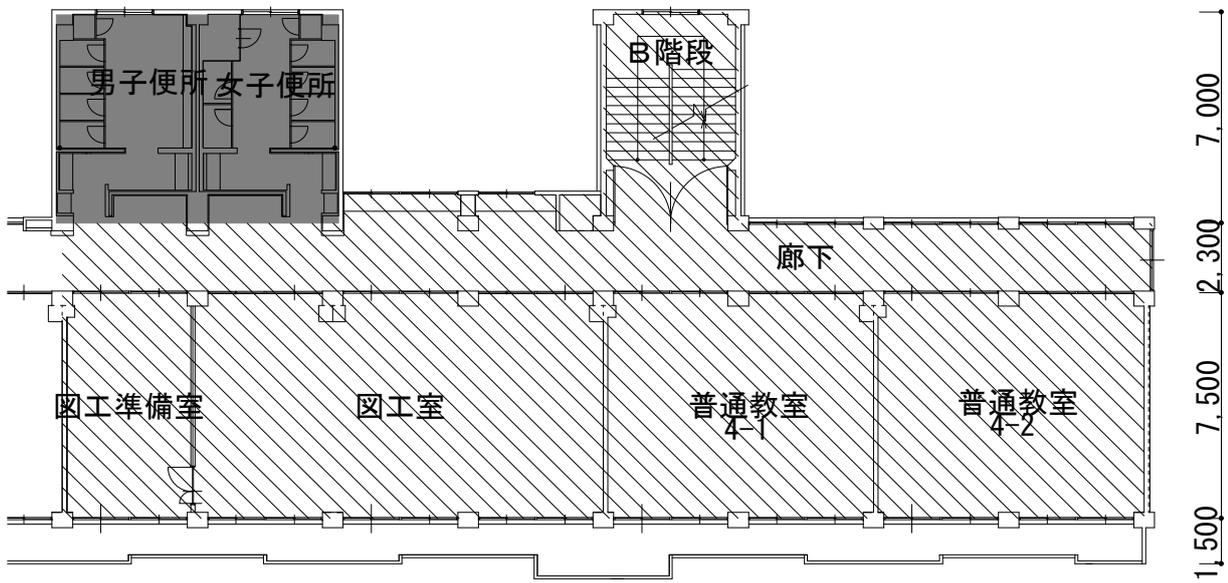
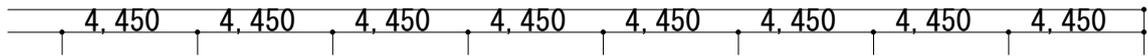
■ : 工事対象外

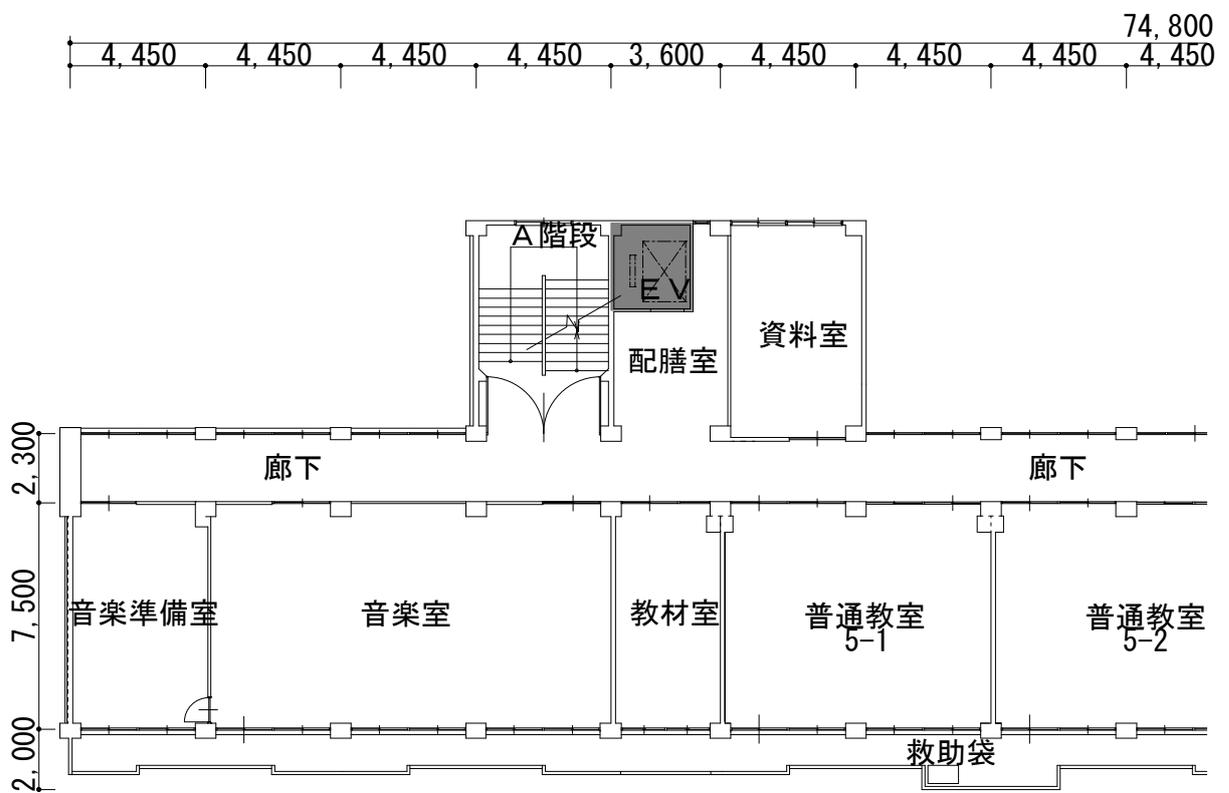
▨ : 2期工事



平面図 縮尺 : 1/250

3階





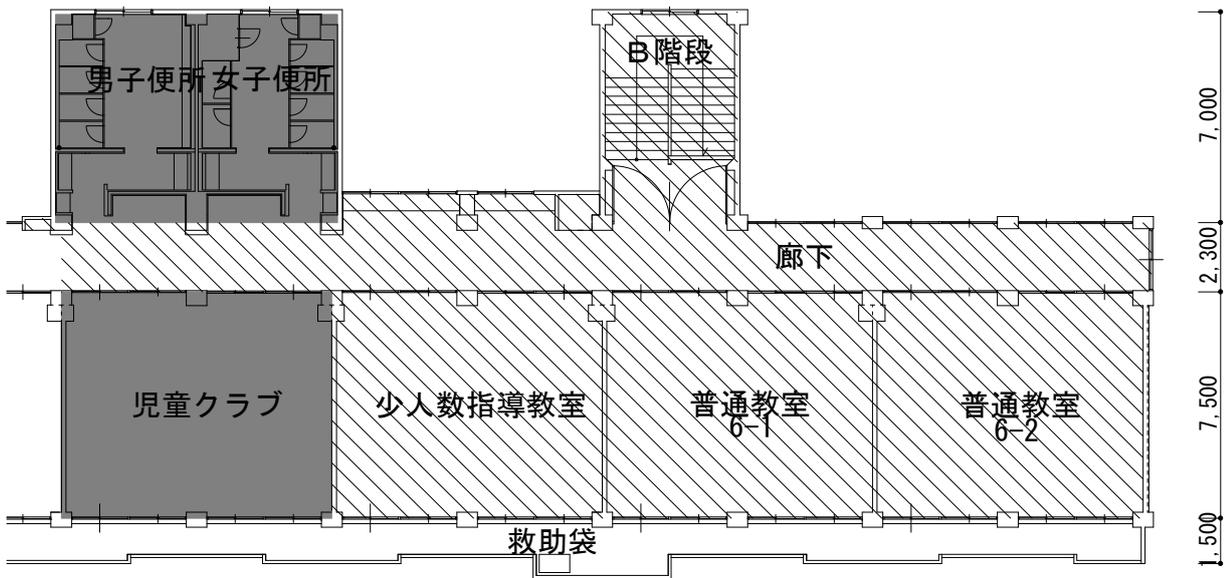
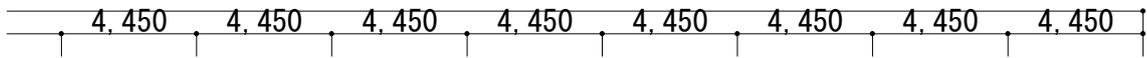
■ : 工事対象外

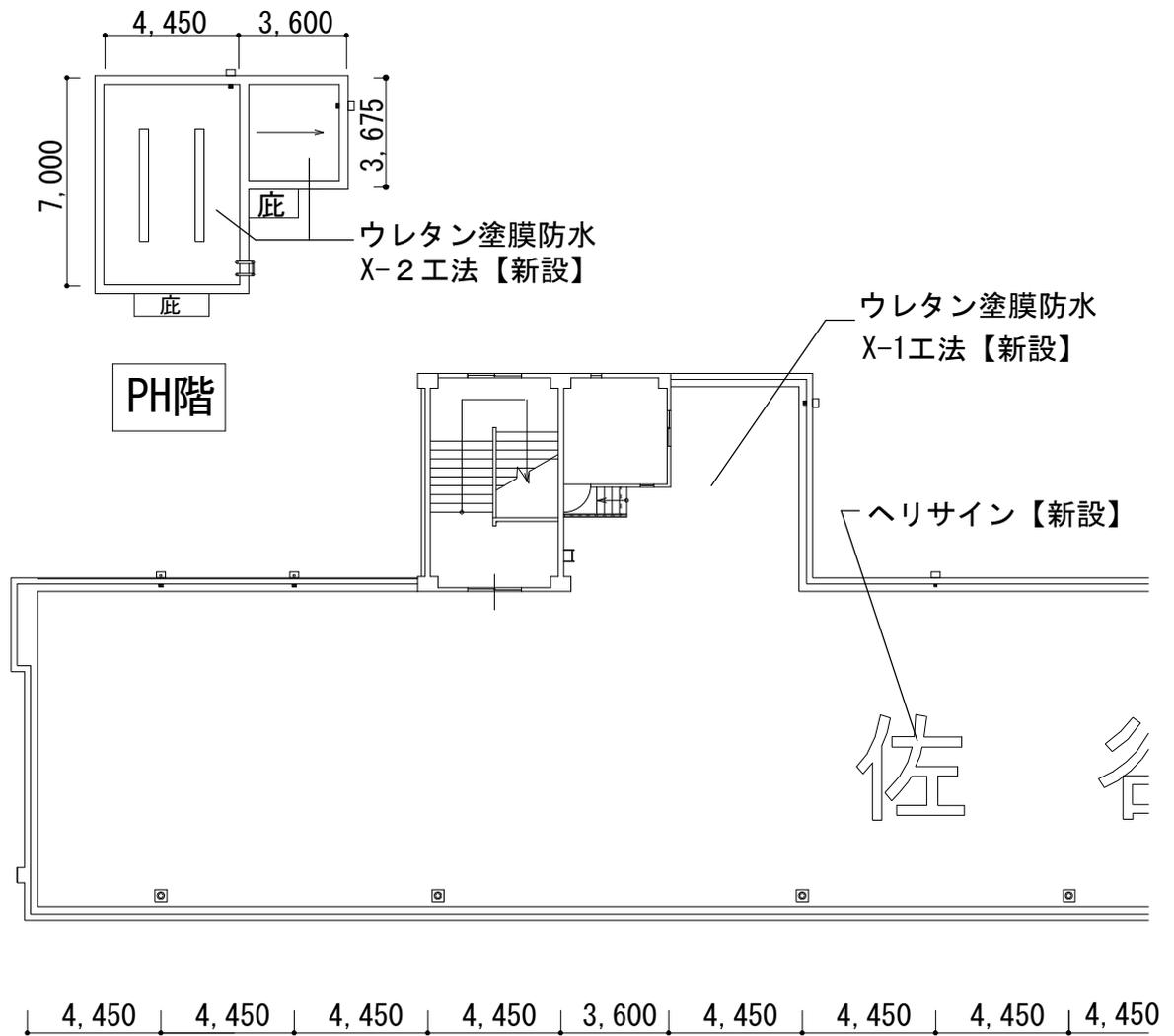
▨ : 2期工事



平面図 縮尺 : 1/250

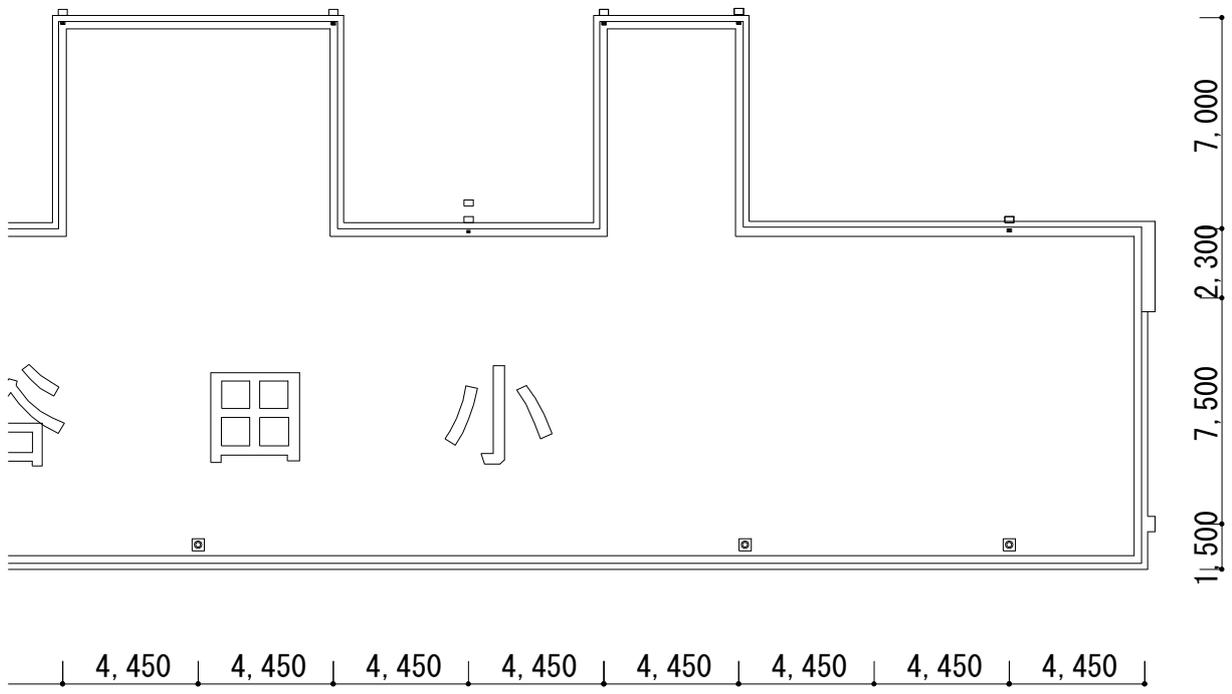
4 階

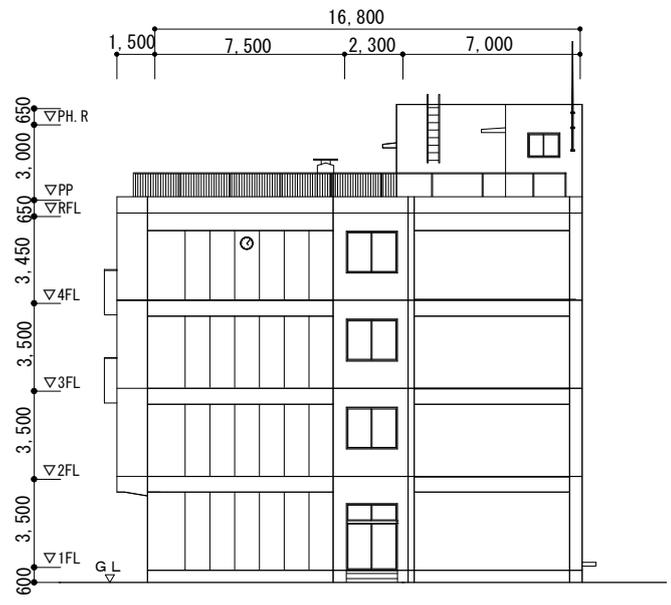





 平面図 縮尺：1/250

屋上



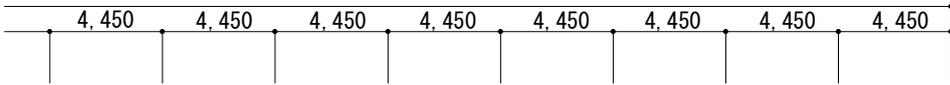


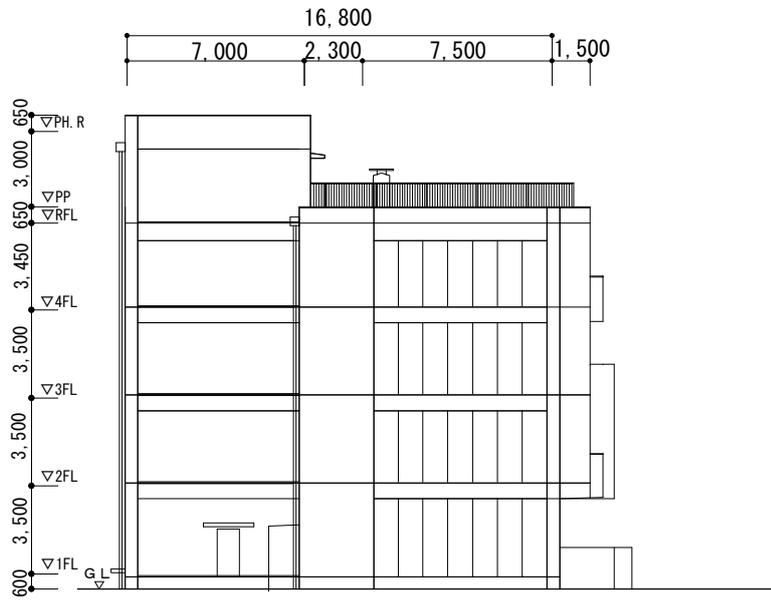
東



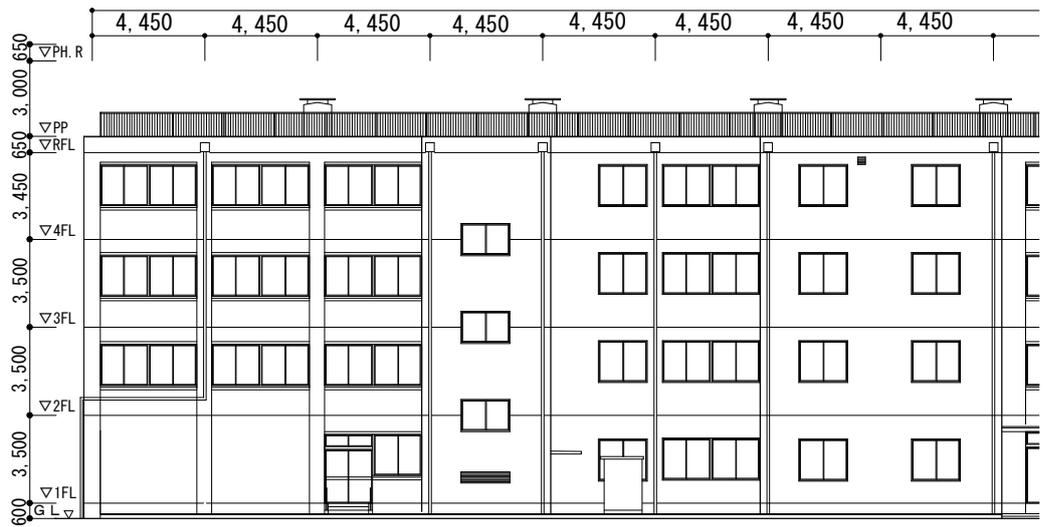
南

立面图 縮尺：1/300



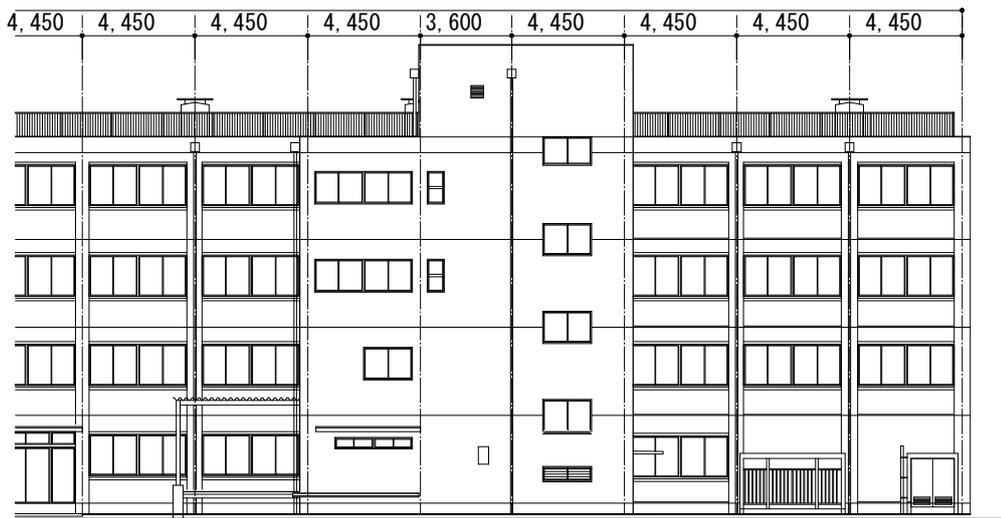


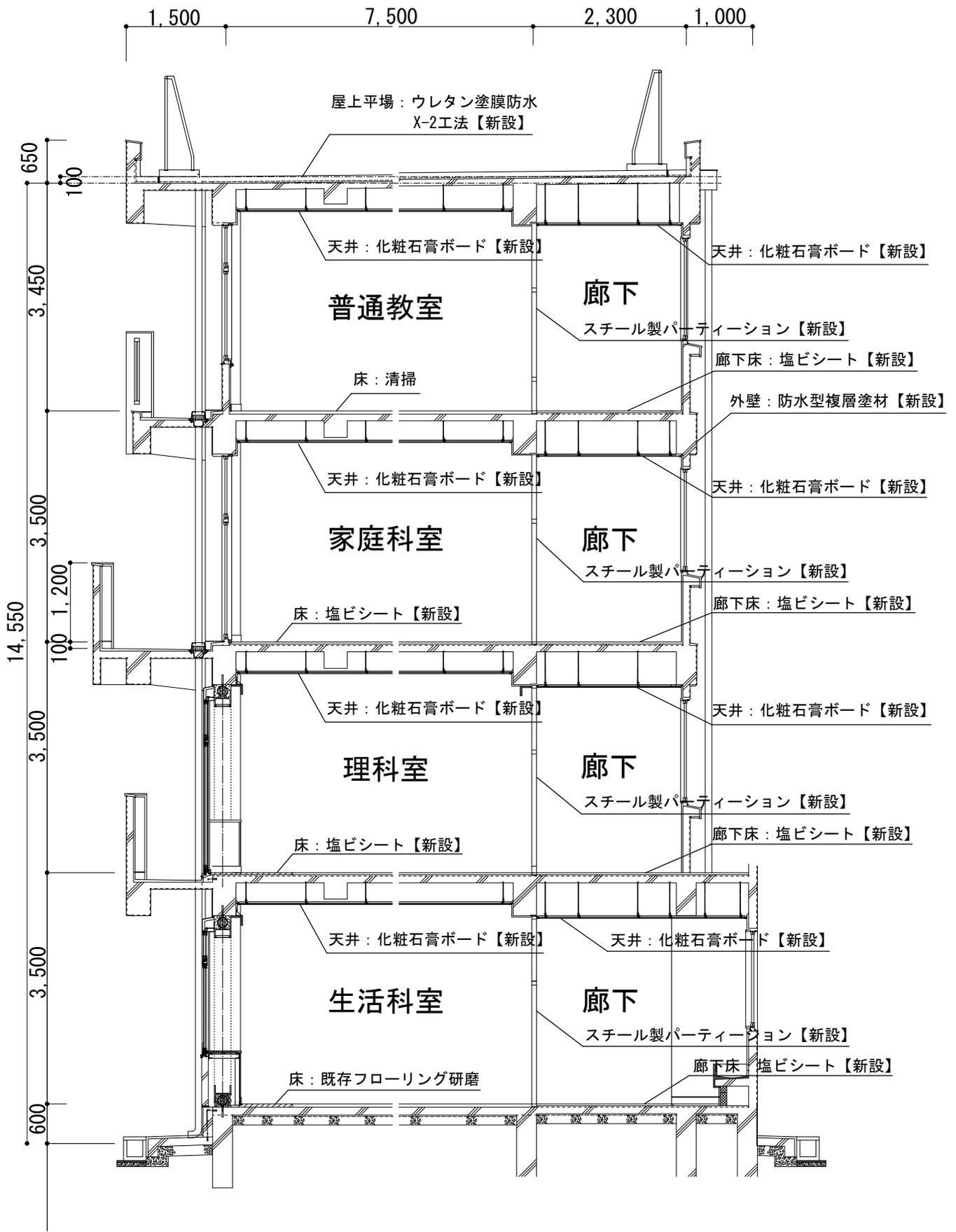
西



北

立面图 縮尺：1/300





断面図 縮尺：1/80

議案第56号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業建設工事）

変 更 請 負 代 金 額 算 出 表

当 初 請 負 代 金 額					
税込					
4,031,819,000	+	増 加 額（第1回変更）	=	請 負 代 金 額（第1回変更）	
		税込		税込	
		910,239,715		4,942,058,715	

請 負 代 金 額（第1回変更後）					
税込					
4,942,058,715	+	増 加 額（第2回変更）	=	請 負 代 金 額（第2回変更）	
		税込		税込	
		59,268,000		5,001,326,715	

当初請負代金額との差額 969,507,715 円の増

請負代金額（第1回変更）との差額 59,268,000 円の増

議案第57号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（旧妻沼清掃センター解体工事）

変 更 請 負 代 金 額 算 出 表

当 初 工 事 金 額	変 更 工 事 金 額	増 加 額
税込	税込	内
335,027,000	337,040,000	2,013,000

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{変 動 前 工 事 金 額} \\ \hline \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{出 来 高 金 額} \\ \hline \hline \end{array} \right) \times \frac{15}{1000} = \begin{array}{|c|} \hline \text{受 注 者 負 担 額} \\ \hline \hline \end{array}$$

(出来高率)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{当 初 請 負 代 金 額} \\ \hline \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{増 加 額} \\ \hline \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{受 注 者 負 担 額} \\ \hline \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{変 更 請 負 代 金 額} \\ \hline \hline \end{array}$$

当初請負代金額との差額 2,013,000 円の増

議案第58号の参考資料 工事請負契約の締結についての変更について（熊谷市立勤労会館等解体工事）

変 更 請 負 代 金 額 算 出 表

当 初 設 計 額	当 初 請 負 代 金 額	変 更 設 計 工 事 価 格	変 更 請 負 代 金 額	消 費 税 等 相 当 額	摘 要
税込	税込	税別	税込	内	
255,860,000	239,800,000	235,600,000	242,880,000	22,080,000	

当初請負代金額 239,800,000

×

変更設計 工事価格	235,600,000
--------------	-------------

=

220,804,320

当初設計金額 255,860,000

(請負率)

93.72%

変更請負工事価格 (改め)

220,800,000

変更請負工事価格	220,800,000
----------	-------------

× 0.10 =

22,080,000 消費税等相当額

合計（変更請負代金額）=

242,880,000

当初請負代金額との差額

3,080,000 円の増

議案第59号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名	災害対応特殊救急自動車			
納 入 場 所	熊谷市消防本部			
入 札 年 月 日	令和7年5月14日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	—		
23,000,000 円	23,000,000 円	—		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	埼玉トヨタ自動車(株)熊谷店	19,290,000 円	4	
2	埼玉日産自動車(株)熊谷店	18,400,000	3	
3	(株)日産サティオ埼玉北	18,150,000	2	
4	日産プリンス埼玉販売(株)法人営業部	18,050,000	1	落札
5	(株)モリタ東京支店	辞退		
6	(株)ベルリング千葉営業所	辞退		
7	長野ポンプ(株)東京営業所	22,400,000	5	
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
日産プリンス埼玉販売(株) 法人営業部	18,050,000 円	1,805,000 円	19,855,000 円

議案第60号の参考資料

業 者 名 及 び 入 札 結 果

物 件 名	高度救命処置用資機材等			
納 入 場 所	熊谷市消防本部			
入 札 年 月 日	令和7年5月15日			
入 札 対 象 額	予 定 価 格	—		
22,000,000 円	22,000,000 円	—		
番 号	業 者 名	入 札 額		結 果
		金 額	順 位	
1	(株)高橋医科器械店	辞退	円	
2	(株)サイボウ	辞退		
3	日本船舶薬品(株)関東営業所	18,800,000	1	落札
4	(株)栗原医療器械店熊谷支店	辞退		
5	埼玉消防機械(株)	辞退		
6	エイバン商事(株)	19,000,000	2	
7	(株)ベルリング千葉営業所	辞退		
8				
9				
10				

落 札 業 者	落 札 金 額		
	入 札 金 額	消費税等の額	合 計
日本船舶薬品(株)関東営業所	18,800,000 円	1,880,000 円	20,680,000 円

業 者 名 及 び 審 査 結 果

事 業 名	(仮称)道の駅「くまがや」整備事業				
事 業 場 所	熊谷市池上地内				
審 査 年 月 日	令和5年11月15日				
提案価格の上限額	4,661,000,000 円				
番 号	業 者 名	審 査 内 容			結 果
		金 額	総合審査 ※	順 位	
1	NECキャピタルソリューショングループ	円 4,660,786,231	点 技術審査点：55.41 価格審査点：20.00 総合審査点：75.41	1	最優秀提案者

※ 技術審査点と価格審査点の和を総合審査点とし、一番高い得点を得た者を最優秀提案者とする。

契 約 の 相 手 方	契 約 総 額	う ち 消 費 税 等 の 額	
	4,665,411,731 円	398,652,059 円	
熊谷RSマネジメント株式会社 (NECキャピタルソリューショングループの構成企業が出資して設立した特別目的会社)	内 訳	設計、土木工事、土木工事の監理、開業準備、維持管理、運営 (その1)	
		契 約 金 額	
		2,683,099,126 円	うち消費税等の額 232,866,590 円
	内 訳	建築工事、建築工事の監理 (その2)	
		契 約 金 額	
	1,982,312,605 円	うち消費税等の額 165,785,469 円	

1 事業名 (仮称) 道の駅「くまがや」整備事業 (その2)

2 事業場所 熊谷市池上地内

3 事業概要

- (1) 建築工事
- (2) 建築工事の監理

4 契約の相手方の概要

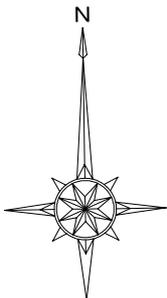
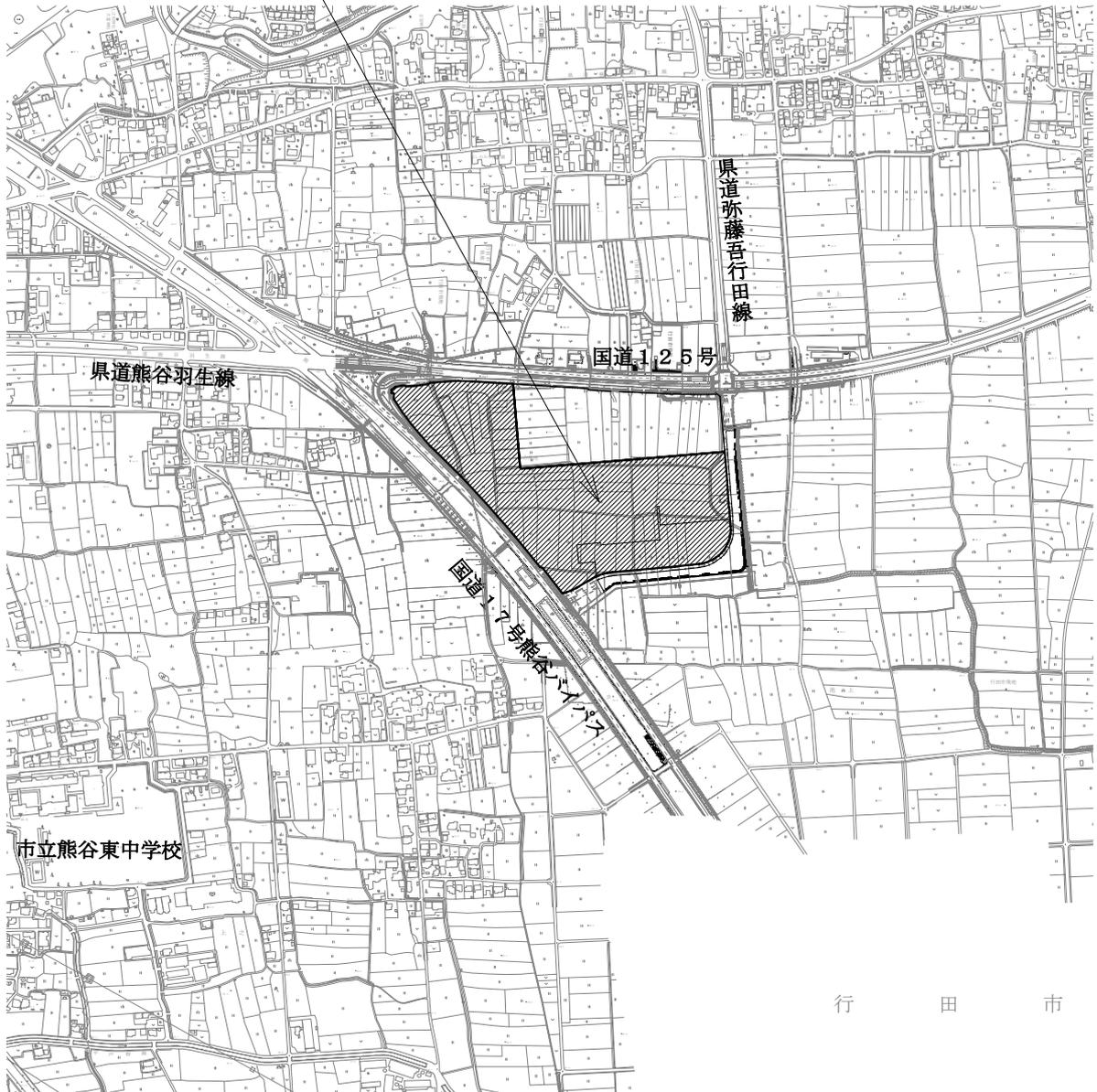
- (1) 熊谷RSマネジメント株式会社は、NECキャピタルソリューショングループの構成企業が出資して設立した特別目的会社である。
- (2) 契約の相手方への出資状況

出資者	出資比率
NECキャピタルソリューション株式会社	38.0%
小川工業株式会社	26.6%
株式会社ワールドインテック	19.0%
大和建设株式会社	11.4%
株式会社東海テック	5.0%

5 施設概要

- (1) 屋内施設
農水産物等直売所・加工品販売所、飲食施設、屋内遊び場等
- (2) 屋外施設
駐車場、緑地、調整池等

事業場所：熊谷市池上地内



案内図

(仮称) 道の駅「くまがや」完成予想図



①外観図（道の駅駐車場（東側）から）



②外観図（国道17号熊谷バイパスから）



③外観図（屋根付き広場）